

# 情報通信技術利活用事業費補助金

【復興街づくり ICT 基盤整備事業(共聴施設等整備事業)】

## 実施マニュアル

平成 2 6 年 3 月

総 務 省

情報通信国際戦略局

情報流通行政局

総 合 通 信 局

## 【目次】

I	総論	3
1	情報通信技術利活用事業費補助金（共聴施設等整備事業）実施マニュアルの位置付け	3
2	補助事業の目的	3
3	用語の定義について	3
4	事務のフローチャート	4
5	支援対象地域	4
6	補助事業の内容	4
7	補助事業の基本的考え方	4
8	施設整備の基本的考え方	6
9	交付額	8
10	補助対象経費	9
11	補助対象設備等	11
12	事業費の積算等	15
	別添 1 共聴施設設置事業、共聴施設又は有線放送設備改修事業で使用する機器等の標準仕様	17
	別紙 1 有線放送設備の品質に関する技術基準（有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令）	19
	別紙 2 極微小電力局（ギャップファイラー）の主な技術基準等（電波法）	20
	別添 2 高性能アンテナ整備事業で使用する機器等の標準仕様	21
	別添 3 標準価格（共聴施設設置事業、共聴施設又は有線放送設備改修事業）	23
	別添 4 標準機材（高性能アンテナ整備事業）	27
II	交付申請について	29
1	交付申請書の作成	29
	記載例：補助金交付申請書	33
	別添 5 見積書（Ⅱ 1（1）②オ関係）	43
	別添 6 契約予定内容に関する調査票（Ⅱ 1（1）②カ関係）	46
	別添 7 口座設置届出書（Ⅱ 1（1）②キ関係）	47
2	有線電気通信法による届出、放送法による一般放送の業務の登録、一般放送の業務の開始の届出	48
	記載例：有線電気通信法による届出	50
3	無線局免許申請書の作成	62
III	交付決定について	63
IV	交付決定後について	64
1	申請の取り下げ	64

記載例：交付申請取下げ届出書	65
2 契約	66
3 計画の変更等	66
記載例：補助事業変更承認申請書	69
記載例：補助事業中止（廃止）承認申請書	71
記載例：補助事業事故報告書	73
4 差金回収	75
記載例：状況報告書	76
<b>V 実績報告について</b>	<b>77</b>
1 実績報告書の作成	77
記載例：実績報告書	81
別添 8 積算書（V 1（3）エ関係）	87
別添 9 差異表（V 1（3）オ関係）	90
2 額の確定と支払い	92
記載例：精算（概算）払請求書	93
3 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還	95
記載例：消費税の額の確定に伴う報告書	96
4 補助金事業の経理等	97
5 財産処分	97
記載例：財産処分承認申請（届出）書	101
<b>VI 補助事業の構築について</b>	<b>103</b>
<b>VII 申請書等に関するお問い合わせについて</b>	<b>104</b>
1 提出先について	104
2 各総合通信局の連絡先について	105
<b>VIII 共聴施設等整備事業 Q &amp; A</b>	<b>106</b>
<b>付録：特定地方公共団体等交付要綱ひな形</b>	<b>110</b>

## 1 情報通信技術利活用事業費補助金（共聴施設等整備事業）実施マニュアルの位置付け

情報通信技術利活用事業費補助金（共聴施設等整備事業）（以下「補助金」という。）の事務手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）及び情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱（総国政第 95 号（平成 23 年 12 月 19 日）以下「交付要綱」）、情報通信技術利活用事業費補助金実施マニュアル（平成 24 年 4 月）（以下「本体マニュアル」といいます。）によるほか、本マニュアルに基づいて共聴施設等整備事業（以下「補助事業」という。）を実施するものです。

本マニュアルについては、共聴施設等整備事業に関して、交付要綱の関係条文に沿って可能な限り説明を加えています。

なお、本マニュアルにより難しい事案が発生した場合は、総合通信局へ個別にご相談ください。

## 2 補助事業の目的

復興街づくり ICT 基盤整備事業（共聴施設等整備事業）は、東日本大震災からの復興に向けた街づくりを進めている特定地方公共団体等が、当該復興に必要な情報通信環境を整備するため、難視地域において共聴施設の設置、共聴施設等の改修、高性能アンテナの整備等を行うことを目的とするものです。

なお、情報通信技術利活用事業の制度創設の背景については、本体マニュアル I 2 を参照願います。

## 3 用語の定義について

本マニュアルで示される用語の定義については、以下のとおりとします。

### （1）「共聴施設」

有線伝送路と無線受・送信を中心とする 2 種類の施設（有線共聴施設と無線共聴施設）があります。

有線共聴施設：専ら地上デジタルテレビ放送を受信し、かつ、同時再放送することにより、その地上デジタルテレビ放送の視聴を可能とするための施設であって、放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）第 150 条第 2 項に規定する有線テレビジョン放送等を行うための有線電気通信設備（以下「有線放送設備」という。）を指します。

無線共聴施設：電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 5 条第 5 項に規定する受信障害対策中継放送を行う放送局を指します。

### （2）「受信点」

地上デジタルテレビ放送の受信が良好でない地域において、その地域の近傍で地上デジタルテレビ放送を受信することができる地点をいいます。

### （3）「放送エリア」

地上デジタルテレビ放送の放送対象地域を指します。

#### (4) 「視聴エリア」

地上テレビ放送を受信する共聴施設の視聴対象地域を指します。

#### (5) 「区域外波」

地上デジタルテレビ放送は、県域放送を原則として同一の放送を同時に受信できる一定の区域(放送対象地域)ごとに放送局が開設されているが、区域外波とは、他の放送対象地域にある放送局の放送波が地域を超えて到来している状態のものをいいます。

#### (6) 「区域内波」

区域内波とは、放送対象地域内にある放送局の放送波が到来している状態のものをいいます。

#### (7) 「難視地域」

地上デジタルテレビ放送の電波の特性等に起因し、地理的条件により、地上デジタルテレビ放送の電波の強さ(地上10mの高さにおける電界強度)が1.0mV/mに達しない地域を指します。

#### (8) 「系列」

民間テレビジョン放送局のネットワーク系統であって、NTV系列、TBS系列、CX系列、EX系列及びTX系列の5つの系列を指します。

### 4 事務のフローチャート

本体マニュアルⅡ1(1)及び(2)を参照願います。

### 5 支援対象地域

本体マニュアルⅡ2を参照願います。

### 6 補助事業の内容

本体マニュアルⅡ3を参照願います。

### 7 補助事業の基本的考え方

#### (1) 補助対象

ア 補助対象は、交付要綱第3条第1項(8)のイに合致する設備等とします。なお、本体マニュアルⅡ6(1)～(3)も参照願います。

イ 次のいずれかに該当する場合には、上記アに関わらず補助対象外となります。

(ア) 既設の共聴施設等(無線共聴施設を除きます。)で有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第3条第1項から第3項までの規定による届出がされていない施設又は設備(500端子を超える場合は、放送法(昭和25年法律第132号)第126条第1項の規定に基づき一般放送の業務を行う者として業務の登録を受けていない者がその業務のために用いる有線放送設備)

(イ) 日本放送協会と地元視聴者が共同で設置し運用する共聴施設(NHK共聴施設)(ただし、共聴施設設置事業の場合に限ります。)

(ウ) 難視地域以外の地域で整備する設備等

ウ 国による他の類似補助金によってケーブルテレビが整備されている区域（整備予定の区域を含みます。）の共聴施設は、上記アに関わらず原則として補助対象外となります。

○情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱

（定義）

第3条 この要綱において、「補助事業」とは、被災地域の復興の促進を図るための事業であつて、次の各号に掲げるものをいう。

(1)～(7) (略)

(8) 復興街づくりICT基盤整備事業

東日本大震災からの復興に向けた街づくりを進めている特定地方公共団体等が、復興に必要な情報通信環境を整備する次の事業

ア デジタルテレビ中継局整備事業

特定地方公共団体等が、特定地上基幹放送事業者が行う地上デジタルテレビ放送が受信できない地域（地上デジタルテレビ放送の電波の特性等に起因し、地理的条件により、地上デジタルテレビ放送の電波の強さ（地上10mの高さにおける電界強度）が1.0mV/mに達しない地域をいう。以下「難視地域」という。）において当該特定地上基幹放送事業者の放送に係る地上デジタルテレビ放送用施設及び設備を整備する事業

イ 共聴施設等整備事業

難視地域である場合における、次に掲げる事業

一 共聴施設又は有線放送設備整備事業

A 共聴施設設置事業

(a) 特定地方公共団体等が共聴施設の設置を行う事業

(b) 特定地方公共団体等が、地上デジタルテレビ放送の再放送を行う法人又は協議会等が行う上記共聴施設の設置を行う事業に対して、別表に掲げる経費を助成する事業

B 共聴施設又は有線放送設備改修事業

(a) 特定地方公共団体等が共聴施設又は有線放送設備の改修を行う事業

(b) 特定地方公共団体等が、地上デジタルテレビ放送の再放送を行う法人、協議会等又は日本放送協会と共聴組合が共同設置した共聴施設の運営主体（以下「共聴施設運営主体」という。）が共聴施設又は有線放送設備の改修を行う事業に対して、別表に掲げる経費を助成する事業

C 共聴施設等利用受信環境整備事業

特定地方公共団体等が、地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするために共聴施設に加入等しようとする受信者が負担する経費を、法人、協議会等又は共聴施設運営主体が支援する事業に対して、別表に掲げる経費を助成する事業

二 高性能アンテナ整備事業

特定地方公共団体等が、受信者による建屋ごとの受信設備を標準性能（14素子アンテナ相当の性能）を超えるアンテナ等を用いることにより地上デジタルテレビ放送対応の受信設備を設置する事業に対して、別表に掲げる経費を助成する事業

ウ～オ (略)

(9) (略)

- 2 この要綱において「補助事業者」とは、補助金の交付決定通知を受けた特定地方公共団体等をいう。
- 3 この要綱において「間接補助事業」とは、補助事業に基づく補助事業者からの助成の対象となる事業をいう。
- 4 この要綱において「間接補助事業者」とは、間接補助事業を行う法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者をいう。

## (2) 事業の採択

事業内容が次の各号に適合すると認められる場合には、他に特段の支障がない限り採択することとします。ただし、当該年度の予算執行の状況によっては、次年度以降に繰り下げることがあります。

- ア 事業の目的及び内容が本補助事業の目的等に合致していること
- イ 事業が確実に実施できる見込みがあること
- ウ 整備した共聴施設によってデジタル放送を安定的に受信できるものであること
- エ 事業に必要とする経費が適正であること

上記については、本体マニュアルⅢ 1 も参照願います。

## (3) 難視地域

難視地域に該当するか否かは、その地域で視聴しているデジタル放送の区域内波の強さにより判定することとします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、区域外波も含めて判定することとします。

- 区域内波の民放が視聴できない又は1波しか視聴できない地域  
地理的条件等から区域内波の民放が視聴できないか又は民放1波しか視聴できない地域であって、当該地域で視聴できるデジタル放送の区域外波（NHKの放送を含むこととし、民放は系列によることとする。）の強さにより判定することとします。

## 8 施設整備の基本的考え方

### (1) 本事業で使用する機器等の標準仕様

共聴施設設置事業、共聴施設又は有線放送設備改修事業において使用する設備・機器等は、原則として別添1の「共聴施設設置事業、共聴施設又は有線放送設備改修事業で使用する機器等の標準仕様」の該当項目を満足しているものとします。

また、高性能アンテナ整備事業において使用する設備・機器等は、原則として別添2の「高性能アンテナ整備事業で使用する機器等の標準仕様」の該当項目を満足しているものとします。なお、高性能アンテナ整備事業において使用する機材の選定は、別添4の標準機材を参考に行うこととします。標準仕様、標準機材以外を使用する場合は理由を明確にすることとします。

- (2) 共聴施設設置事業、共聴施設又は有線放送設備改修事業において使用する設備・機器等は、電波法、放送法及び有線電気通信法の規定に基づく技術基準に適合したものとします。

### (3) 有線共聴施設又は無線共聴施設の選択

共聴施設設置事業においては、所要経費や施工工事の困難性、施設の安定的運用又は災害への対応等を考慮して最適な方式を選択することとします。

※ 所要経費を比較する際の積算は、別添3の標準価格により行うこととします。以下同じ。

### (4) 有線共聴施設の伝送方式の選択

ア 伝送路を同軸ケーブルとするか光ファイバケーブルとするかは、所要経費や施工工事の困難性、施設の安定的運用又は災害への対応等を考慮して最適な方式を選択することとします。

イ 光ファイバケーブルを使用する場合は、各世帯まで光ファイバケーブルを使用する方式（F T T H）とします。

ただし、信号受信点から集落の第1中継増幅器（※）までの間についてのみ光ファイバケーブルを使用する場合は、この限りではありません。

（※）集落の第1中継増幅器とは、共聴施設がある集落の区域に設置される増幅器であって、ネットワーク上最も受信点に近い位置に設置される増幅器とします（ヘッドアンプが設置される場所の増幅器、引下線の途中に設置される増幅器ではありません。以下同じ。）

ウ 同軸ケーブルを使用した有線共聴施設の伝送方式は、M I Dバンド等への周波数変換方式又はU H Fパススルー方式とし、必要な限度で選択することとします。

### (5) チャンネルの選定

再放送するチャンネルは、区域内波の受信が可能な場合はこれを優先して選定することとし、その他の取り扱いについては次によることとします。

ア 有線共聴施設の設置（新設）の場合

難視地域において有線共聴施設を設置する場合は、原則として当該地域で受信している地上デジタルテレビ放送の系列の範囲及びNHKの放送を選定することとします。

なお、51端子以上の施設においては、放送法の規定により、該当する放送事業者の再放送同意書がない場合は再放送ができません。

イ 無線共聴施設の設置（新設）の場合

区域内波のみを選定することとします。

（※）無線共聴施設は地上基幹放送局であることから、基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）に定める放送対象地域の規定により、区域外放送を放送（再放送）することはできません。

### (6) 共聴施設又は有線放送設備改修事業における幹線整備

ア 当該地区に共聴施設の幹線又はケーブルテレビの幹線が整備されていない場合に適用します。

イ 補助対象となる幹線整備は、既存設備の信号供給点から共聴施設又は有線放送設備改修事業を実施する地区のタップオフまでを指します。

ウ 放送法、有線電気通信法など所要の法的手続きを行うものとします。

エ 光ファイバケーブルを使用する際の余剰芯（テープ）については、在庫品（既成品）を使用する方が、必要芯数（テープ）と同数のケーブルを整備するよりも安価になる等必然的に発生する

場合に限り補助対象とします。

#### (7) 共聴施設等利用受信環境整備事業の選択

共聴施設等利用受信環境整備事業については、受信者は加入等後発生する月々の視聴料等を継続して負担していくことから、受信者が本事業の実施を希望する場合は、適用することとします。

#### (8) 高性能アンテナ整備事業における信号供給

高性能アンテナ整備事業において、自ら受信点を設置することに代え、近隣のケーブルテレビや共聴施設等から信号供給を受ける場合を含むものとし、その条件は以下のとおりとします。

- ア 自ら受信点を整備することが著しく困難であり、かつ、受信点を整備する場合に比べ安価となること。
- イ 伝送路設備等は、間接補助対象者（受信者）の所有・管理の下にあること。
- ウ ケーブルテレビ等との接続は、信号供給を受けるための契約となるものであり、ケーブルテレビへの加入や共聴組合への加入ではないこと（加入の場合は共聴施設等利用受信環境整備事業となります。）。

#### (9) 高性能アンテナ整備事業における伝送路整備

- ア 伝送路は、受信点設備から屋内引込み地点（保安器がある場合は保安器からとし、直接引込みの場合は家屋内の引込み点からとします。）までを指します。
- イ 伝送路の整備は、施設整備後の適切な維持管理等を勘案し、補助に当たっては以下を条件とします。
  - (ア) 伝送路の敷設工事においては、適用可能な最も安価な方法によるものとします。
  - (イ) 信号供給による伝送路整備の場合についても、上記各項を適用します。
  - (ウ) 放送法、有線電気通信法など所要の法的手続きを行うものとします。

## 9 交付額

補助対象経費の1/3に相当する額とします。なお、本体マニュアルⅡ4も参照願います。

(注) 補助額の1,000円未満の端数については、これを切り捨てた額とします。

○情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱 (交付額)	
第5条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において特定地方公共団体等に補助する。ただし、交付決定の額は、区分ごとに、一件あたり100万円をそれぞれ下限とする（復興街づくりICT基盤整備事業のうち共聴施設等整備事業の交付決定の額を除く。）。	
区分	額
東北地域医療情報連携基盤構築事業	補助対象経費の3分の1に相当する額
ICT地域のきずな再生・強化事業	
被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業	
被災地域ブロードバンド基盤整備事業	

スマートグリッド通信インタフェース導入事業	
災害に強い情報連携システム構築事業	
自治体クラウド導入事業	
復興街づくり I C T 基盤整備事業	
被災地域記録デジタル化推進事業	

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

## 10 補助対象経費

補助対象経費は、整備に係る事業の総経費です（事業費の総額とは一致しない場合があります）。  
 なお、本体マニュアルⅡ6（1）も参照願います。

○情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱  
 （補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費の総額とする。

別表

事業の区分		交付対象	内容
1. ～ 7. (略)	(略)	(略)	(略)
8. 復興街づくり I C T 基盤整備事業 (ア デジタルテレビ中継局整備事業及びイ共聴施設等整備事業)	ア 特定地方公共団体等が行う事業	設備費	(1) 放送の再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器 (2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 (3) 新たに設置される伝送路の整備に要する経費のうち、特定地方公共団体等が負担するもの (4) 附帯工事費（共聴施設又は有線放送設備の設置又は改修することに伴い発生する電柱共架料（平成28年3月末までの料金を上限とする。）を一括して支払う場合の経費を含む。）

		用地取得費・道路費	(1) 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む。) (2) 附帯工事費
8. 復興街づくりICT基盤整備事業(イ 共聴施設等整備事業)	イ 法人、協議会等又は共聴施設運営主体が行う事業に対して、特定地方公共団体等が助成する事業	助成費	(1) 放送の再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備(電力引込み送電線を含む。) (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機(予備送受信機を含む。) (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備(予備電源設備を含む。) (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器 (2) (1)に掲げるもののほか、附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に要する経費 (3) 地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするための共聴施設又は有線放送設備の改修により受信環境を整備する経費 (ア) 新たに設置される伝送路の整備に要する経費のうち、共聴施設又は有線放送設備を設置する法人又は協議会等が負担するもの (イ) 共聴施設又は有線放送設備の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの (ウ) 有線放送設備を利用するための契約料 (エ) 共聴施設に加入するための経費 (4) (1)から(3)までに掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む。) (5) 附帯工事費(共聴施設又は有線放送設備の設置又は改修することに伴い発生する電柱共架料(平成28年3月末までの料金を上限とする。)を一括して支払う場合の経費を含む。)
	ウ 受信者が行う事業に対して、特定地方公共団体等が助成する事業	助成費	(1) 放送の受信に必要な受信アンテナ又は伝送路の設置に要する経費 (2) (1)に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む。) (3) 附帯工事費
8.(ウ)～(オ)(略)	(略)	(略)	(略)
9. (略)	(略)	(略)	(略)

## 11 補助対象設備等

### (1) 補助対象設備等の範囲

補助対象設備等は、次表に掲げる設備等であって、補助事業に必要な範囲のものとしします。

ただし、整備状況等により類似設備を使用する必要がある場合を除きます。

なお、本体マニュアルⅡ 6 (2) も参照願います。

#### ア 共聴施設設置事業（有線共聴施設）の例

経費区分	内容	機器の名称	
設備費 (助成費)	鉄塔	—	
	局舎	—	
	外構施設	—	
	受電設備	—	
	送受信アンテナ	UHFアンテナ	
		アンテナ架	
		アンテナ支持柱（基礎含む）	
	送受信機	OFDMヘッドアンプ	
		低消費電力型ヘッドアンプ	
		ブロックコンバータ	
		UHF（前置）増幅器	
		チャンネルレベル調整器	
		E/O変換器付ヘッドアンプ	
		フィルター	
		機器収容ボックス	
		混合器（既設のアナログ施設と混合）	
		パイロット信号発生器	
	伝送用専用線	—	
	ケーブル	同軸ケーブル	
		コネクタ	
		光ファイバー	
		E/O変換器	
		O/E変換器	
光増幅器			
光分岐・分配器			
電柱（自立）			
電柱（共架改修費含む）			
中継増幅装置	幹線増幅器		

		分岐・分配増幅器
		延長増幅器
		分岐・分配器（タップオフ含む）
		クロージャー
		保安器
	電源設備	電源供給器
		無停電電源供給器
		電源挿入器
	監視・制御装置	—
	附帯工事費	調査設計費（交付決定後に実施する詳細な現地調査、設計等）
		施工・建築費
		改修補強費
		整備に必要な撤去費用
		施設を設置することに伴い発生する電柱共架料（平成28年3月末までの料金に相当する額を上限とする。）を一括して支払う場合の経費
		上記に付随して必要な手続き費用
諸経費（現場管理費、一般管理費）等		
用地取得費・道路費（助成費）	附帯工事費等	受信点設置場所の用地取得費
		伝送路用地（柱・埋設）の取得費
		受信点設置場所への山道整備

イ 無線共聴施設の例

経費区分	内容	機器の名称	
	鉄塔	—	
	局舎	—	
	外構施設	—	
	受電設備	—	
	送受信アンテナ	受信アンテナ	
		送信アンテナ	
		アンテナ架	
		アンテナ支持柱（基礎含む）	
	送受信機	OFDMヘッドアンプ	
		低消費電力型ヘッドアンプ	
		ブロックコンバータ	
		UHF（前置）増幅器	

設備費 (助成費)		チャンネルレベル調整器	
		E/O変換器付ヘッドアンプ	
		フィルター	
		機器収容ボックス	
		混合器（既設のアナログ施設と混合）	
		ギャップファイラー送信機（同軸入力）	
		ギャップファイラー送信機（光入力）	
		ギャップファイラー送信機（リレー中継器）	
		ギャップファイラー送信機異常警報装置	
		伝送用専用線	—
		ケーブル	同軸ケーブル
			コネクタ
			光ファイバー
			E/O変換器
			O/E変換器
			光増幅器
			光分岐・分配器
			電柱（自立）
			電柱（共架改修費含む）
		中継増幅装置	幹線増幅器
			分岐・分配増幅器
			延長増幅器
			分岐・分配器（タップオフ含む）
			クロージャー
		電源設備	受電設備
			避雷装置（耐雷トランス等）
			電源供給器
			無停電電源供給器
			電源挿入器
		監視・制御装置	—
	附帯工事費	調査設計費（交付決定後に実施する詳細な現場調査、設計等）	
		施工・建築費	
		改修補強費	
		整備に必要な撤去費用	
		施設を設置することに伴い発生する電柱共架料（平成28年3月末までの料金に相当する額を上限とする。）を一括して支払う場合の経費	

		上記に付随して必要な手続き費用
		諸経費（現場管理費、一般管理費等）
用地取得 費・道路費 (助成費)	附帯工事費等	送受信点設置場所の用地取得費
		伝送路用地（柱・埋設）の取得費
		送受信点設置場所への山道整備

ウ 共聴施設又は有線放送設備改修事業の例

経費区分	内容	機器の名称
設備費 (助成費)	伝送路	同軸ケーブル、光ファイバケーブル、コネクタ、分岐・分配器等
		電柱（自立）、電柱（共架改修費含む）、ケーブル保護管等
		光送信機、光増幅器、延長増幅器等
		電源供給器、電源挿入器等
	附帯工事費	調査設計費（交付決定後に実施する詳細な現地調査、設計等）
		施工・建築費
		改修補強費
		施設を改修することに伴い発生する電柱共架料（平成28年3月末までの料金に相当する額を上限とする。）を一括して支払う場合の経費
		諸経費（現場管理費、一般管理費）等
		整備に必要な撤去費用
		上記に付随して必要な手続き費用

エ 共聴施設等利用受信環境整備事業の例

経費区分	内容	内訳等
助成費	共聴施設・有線放送設備を利用するための初期費用	ケーブルテレビサービス新規加入初期費用（幹線負担金、加入契約料、引き込み工事費、宅内工事費、調査費）
		既存共聴施設への新規加入初期費用（幹線工事費、引き込み工事費、加入費、調査費）

オ 高性能アンテナ整備事業の例

経費区分	内容	機器の名称
助成費	受信アンテナ	UHF帯受信アンテナ、アンテナ架、アンテナ支持柱（基礎含む）
		受信ブースター、フィルター、混合器等

	伝送路	鉄柱、コンクリート柱、パンザマスト等
		同軸ケーブル、コネクタ、分岐・分配器等
		電柱（自立）、電柱（共架改修費含む）、ケーブル保護管等
		延長増幅器等
	附帯工事費	電源供給器、電源挿入器等
		調査設計費（交付決定後に実施する詳細な現地調査、設計等）
		施工・建築費
		改修補強費
		整備に必要な撤去費用
		上記に付随して必要な手続き費用
諸経費（現場管理費、一般管理費）等		

## （２）有線共聴施設又は無線共聴施設における補助対象設備の範囲

- ア 有線共聴施設における補助対象設備の範囲は、保安器（各世帯まで光ファイバケーブルで接続されている場合にはV-ONU）までとします。
- イ 施設の設置又は改修による新設伝送路に係る電柱共架料（平成 28 年 3 月末までの料金に相当する額を上限とします。）を施設整備に併せ一括して支払う場合、施設整備に一体不可欠な経費として補助対象とします。
- ウ 伝送路整備に当たり、共架可能な電力柱等がある場合には、それを利用することが基本です。施設整備後の将来の維持管理の容易さを理由として、事業主体が電力柱等を物理的に利用可能であっても自営柱の設置を希望する場合には補助対象とします。
- エ なお、本体マニュアルⅡ 6（１）・（２）も参照願います。

## （３）補助対象とならない経費等

- ・ 交付要綱の補助対象に係る経費であっても、補助事業の目的に沿わないもの又は使用目的や効果が不明確なもの（例：消耗品の部品の予備品（ヒューズ等））
- ・ 地上デジタルテレビ放送に無関係な整備の費用（例：衛星放送を受信するための設備等）
- ・ 交付決定前に実施した工事費用等（例：交付決定前に締結された契約に係る工事費用等（交付決定日前に締結された契約とは、契約日又は仮契約日が交付決定日前のことを指す。））
- ・ ランニングコスト（例：保守・維持管理費用、リース（リース会社から機器等をリースにより設置する等）費用 等）
- ・ なお、本体マニュアルⅡ 6（３）も参照願います。

## 12 事業費の積算等

### （１）事業費の積算

- ア 事業費は、工事業者からの複数見積りを徴取した上で、別に提供している様式を参考に積算してください。

また、共聴施設設置事業、共聴施設又は有線放送設備改修事業については、以下に従い、別添2の「標準価格」を上回る設備・機器又は工事を必要とする場合は、その理由を付してください。

(ア) 原則、複数業者から業者独自の見積り（別添2の「標準価格」によるものではなく、業者自身が定める単価を用いて積算された見積り。以下同じ。）を徴取。

(イ) 地域事情等により、複数業者からの見積りを徴取することが困難な場合は、徴取可能な業者独自の見積りを徴取。

(※) 補助事業の採択要件のひとつである「事業に必要とする経費が適正であること」については、原則として、以下の考え方にに基づき審査します。

・ 上記(ア)にあつては、複数業者からの業者見積りを比較し、かつ別添2の「標準価格」と比較した上で、より安価な事業費となっているか。

・ 上記(イ)にあつては、業者独自の見積りと、標準仕様に基づく別添2の「標準価格」を比較した上で、より安価な事業費となっているか。

イ 事業費には、補助事業に付帯する以下の費用を含むことができます。

(ア) 撤去費用

既存の機器を撤去しなければ据え付けできない場合

(イ) 附帯工事費

(ウ) 民間への申請手続（電柱共架申請等）に要する申請手数料

(エ) 行政への申請手続（道路占有許可、登記及びギャップフィルターの無線局申請手数料等）に要する申請手数料

(オ) 各種申請手続代行費用

(カ) 一般管理費、現場管理費及び共通仮設費などの諸費用

(キ) 消費税

## (2) 他の事業等との按分

本補助事業と他の事業等を併せて行う場合には、次により、適正に按分してください。

なお、本体マニュアルⅡ7も参照願います。

ア 本事業の補助に関わる部分を事業ごとに明確に区分すること。

特に伝送路を他の事業と共用する場合は、以下により費用按分を行います。

(ア) 使用芯線数による比率で按分することとします。

(イ) なお、論理分割をする場合は、専有帯域（伝送容量）の比率で按分することとします。

イ 共聴施設等利用受信環境整備事業において有線一般放送事業者のうち他人の電気通信設備を用いて業務を行う者（旧有線役務利用放送事業者）の提供サービスにより対策を実施する場合は、当該提供サービスにかかる新規加入初期費用について、インターネットに係る当該費用の按分は不要です。ただし、インターネットの利用のための接続等の経費については対象となりません。

## 別添 1 共聴施設設置事業、共聴施設又は有線放送設備改修事業で使用する機器等の標準仕様

### 1 目的

本仕様は、共聴施設設置事業における機器の標準的な仕様等を明示することにより、事業実施者における計画策定等の効率化を図ることによって、事業の円滑な実施に資することを目的とする。

### 2 適用範囲

本仕様は、交付要綱のうち「共聴施設設置事業」における有線共聴施設及び無線共聴施設に適用する。

### 3 共通事項

(1) 有線共聴施設は、有線電気通信法に規定する有線電気通信設備であり、同法に定める技術基準(501端子以上の場合は放送法が適用される。)が適用される(別紙1参照)。

また、無線共聴施設には、伝送路部分に有線電気通信法が、送信点設備に電波法が、それぞれ適用される(別紙2参照)。

(2) 設備・機器に共通する仕様は、次の各項を標準とする。

ただし、地理的条件、周囲環境等の理由により特殊仕様の必要性が認められる場合にはこの限りではない。

ア 瞬間最大風速毎秒40mにおける風圧に耐える構造であること。

イ 軽量堅固で耐久性、耐水性、放熱性、耐震性、耐食性に優れ、保守調整に便利な構造であること。

ウ 電源電圧の変動に対しても安定に動作するものであること。

### 4 設備・機器ごとの仕様

設備・機器ごとの仕様は、次の各項を標準とする。

#### (1) 受信点設備

受信点設備は、主に受信アンテナ、アンテナ支持柱、前置増幅器及びヘッドアンプで構成する。

##### ア 受信アンテナ

○ 受信する電波の周波数に適応したものであること。

○ 必要な受信レベルを確保できること。

##### イ アンテナ支持柱

○ 亜鉛メッキ塗装鋼管柱、コンクリート柱又はパンザマストによる自立構造であること。

##### ウ 前置増幅器

○ 受信した電波をヘッドアンプに必要なレベルまで増幅する必要がある場合に使用するものであること。

##### エ ヘッドアンプ

ヘッドアンプは、受信した放送波(前置増幅器を介した場合を含む。以下同じ。)のレベル、周波数関係などを考慮し、次のいずれかの設備から必要な範囲で選定したものであること。

(ア) チャンネルプロセッサ(受信した電波を、チャンネルごとに独立して、増幅し、調整し、変換する機能を有する設備)

- 金属製のきょう体に基板を組み込んだ構造であること。
- 各チャンネルユニットは、各々独立し脱着可能な構造であること。
- パイロット信号が必要な場合は、パイロット信号発生装置を組み込める構造であること。
- (イ) ブロックコンバーター(受信した電波を、1又は複数ブロックでM I D帯域等へ変換する機能を有する設備)
  - 金属製のきょう体に基板を組み込んだ構造であること。
- (ウ) レベル調整器(受信した電波のうち特定の周波数について、レベルを調整する機能を有する機器)
  - 金属製のきょう体に基板を組み込んだ構造であること。

## (2) 伝送設備

伝送設備は、主に増幅器(幹線増幅器、延長増幅器など)、分岐・分配器、同軸ケーブル、架空伝送路支持柱(電柱)及び電源設備で構成する。

### ア 増幅器(幹線増幅器、延長増幅器など)

- 幹線及び分配線による減衰や、分岐・分配器の挿入損失を補償する機能を有すること。
- アルミ合金製のきょう体に増幅器基板を組み込んだ構造であること。

### イ 分岐・分配器

- 金属製のきょう体に収容された構造であること。

### ウ 同軸ケーブル

- アルミラミネート同軸ケーブル又は金属管型同軸ケーブルであること。

### エ 架空伝送路支持柱(電柱)

- 鉄柱、亜鉛メッキ塗装鋼管柱、コンクリート柱などによる自立構造であること。

### オ 電源設備

- 板金又はアルミ合金製のきょう体に収容された構造であること。

## (3) 引込設備

引込設備は、主に引込同軸ケーブル及び保安器で構成する。

### ア 引込同軸ケーブル

- アルミラミネート同軸ケーブルであること。

### イ 保安器

- 加入者宅設備を雷サージなど各種異常から保護する機能を有すること。

## (4) 送信点設備

送信点設備は、主に送信アンテナ、送信アンテナ支持柱、送信機及び電源設備で構成する。

### ア 送信アンテナ

- 送信する電波の周波数及び空中線電力に適応したものであること。
- 放送サービスを行うエリアを確保する範囲で必要な性能を有すること。

### イ 送信アンテナ支持柱

- 亜鉛メッキ塗装鋼管柱、コンクリート柱又はパンザマストによる自立構造であること。

### ウ 送信機

- 金属製のきょう体に組み込んだ構造であること。

### エ 電源設備

- 板金又はアルミ合金製のきょう体に収容された構造であること。

有線放送設備の品質に関する技術基準（有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令）

項目		規格	所要性能		
			規格	備考	
1 ・ 一 般 放 送 の 場 合 の 性 能	1.1 受信空中線出力レベル(BER)		$1 \times 10^{-4}$ 以下	短縮化リードソロモン(204,188)符号による誤り訂正前とする。	
	1.2 加入者端子信号レベル	(1) 信号レベル (dB $\mu$ V)		47~81	(注 2)
		(2) レベル安定度1分間以内の変動 (dB)		3 以内	電源ハム変調の妨害を除く。
		(3)搬送波のレベルと隣接する標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送の搬送波レベルとの差 (dB)		10 以内	
		(4) チャンネル内振幅周波数特性偏差 (dB)		搬送波の周波数を中心とする 5.6MHz において $\pm 3$ 以内	
	1.3 加入者端子信号の質	(1) C/N (帯域幅4MHz) (dB)		24 以上	
		(2) 電源ハム変調度 (dB)		-30 以下	
		(3) 周波数偏差 (kHz)		$\pm 20$ 以内	
		(4) その他の妨害およびひずみ		映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。	
	2 ・ 共 通 の 性 能	2.1 加入者端子間結合度 (dB)		-25 以下	1. 26MHz帯IFの TV 受信機を接続する場合は局発妨害を防ぐため必要な措置をとる。 2. コンバータ、ブースタを設置する場合も加入者端子の短絡、開放で異常の生じないこと。
2.2 加入者端子の負荷インピーダンス			定格出力インピーダンスに対し VSWR が 3 の負荷に対しても画質、音質に劣化が認められないこと。		
2.3 テレビジョンおよびFM放送以外の信号による妨害			画質、音質により評価し、実用上、障害となる妨害を与えないこと。		
不要放射 (dB $\mu$ V/m)			IEC 法により 34 以下		

注 1. レベルは定格出力インピーダンス 75 $\Omega$  の端子を 75 $\Omega$  の純抵抗負荷で終端したときの実効値を dB $\mu$  で表したもので示す。ここで dB $\mu$  は 1 $\mu$ V を 0dB とする dB 値である。

定格出力インピーダンス 300 $\Omega$  の端子ではこれに 6dB 加えた値とする。信号レベルは特記しない限り、映像搬送波の最高レベルで示す。

注 2. 強電界地域で直接受信妨害が生じる場合、最低レベルの増加、あるいは必要な措置をとる。

※ 図は「有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令(総務省令第 95 号(H23.6.29))」を参照願います。

## 極微小電力局（ギャップファイラー）の主な技術基準等（電波法）

## (1) 対象範囲

空中線電力 0.05W 以下

## (2) 主な技術基準

- ・周波数の許容偏差 20kHz  
(SFN 運用の関係にある局間は、上述の値を満足した上で、局間相互の相対編差が 10Hz 以内であるものとする。)
- ・占有周波数帯幅の許容値 5.7MHz
- ・スプリアス発射の強度の許容値 100  $\mu$ W 以下
- ・不要発射の強度の許容値 25  $\mu$ W 以下
- ・空中線電力の許容偏差  $\pm 50\%$
- ・副次的に発する電波の限度 4nW 以下
- ・送信スペクトルマスク 下表のとおり。

搬送波の周波数からの差	平均電力 P からの減衰量	
	空中線電力 0.025W 超 0.05W 以下	空中線電力 0.025W 以下
$\pm 2.79\text{MHz}$	-27.4dB/10kHz	
$\pm 2.86\text{MHz}$	-47.4dB/10kHz	
$\pm 3.00\text{MHz}$	-54.4dB/10kHz	
$\pm 4.36\text{MHz}$	-77.4dB/10kHz	
	-67.4dB/10kHz ※1	
	$-(73.4+10\log P)$ dB/10kHz	-57.4dB/10kHz

注 複数波同時増幅を行う場合、隣接チャンネル間については、上表にかかわらず平均電力 P からの減衰量 -27.4dB/10kHz を上限。

## (3) その他の条件

- ・偏波面  
ビル等の建造物の陰、デジタル混信により受信障害が発生している地域等において使用するギャップファイラーの場合は、当該ギャップファイラーにより発生するおそれのある二次的な受信障害を抑制するため、当該ギャップファイラーを設置するエリアにおける上位局の電波と直交させることを原則とする。
- ・置局に際しての条件  
ビル等の建造物の陰、デジタル混信により受信障害が発生している地域等において使用するギャップファイラーの置局によって二次的な受信障害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、免許人は必要な対策を行うこと。

## 別添2 高性能アンテナ整備事業で使用する機器等の標準仕様

### 1 目的

本仕様は、高性能アンテナ整備事業における機器の標準的な仕様等を明示することにより、事業実施者における計画策定等の効率化を図ることによって、事業の円滑な実施に資することを目的とする。

### 2 適用範囲

本仕様は、交付要綱のうち高性能アンテナ整備事業に適用する。

### 3 共通事項

(1) 伝送路の整備には、伝送路部分に有線電気通信法が適用される。

(2) 設備・機器に共通する仕様は、次の各項を標準とする。

ただし、建築基準法に規定がある場合や地理的条件、周囲環境等の理由により特殊仕様の必要性が認められる場合にはこの限りではない。

ア 瞬間最大風速毎秒40mにおける風圧に耐える構造であること。

イ 軽量堅固で耐久性、耐水性、放熱性、耐震性、耐食性に優れ、保守調整に便利な構造であること。

ウ 電源電圧の変動に対しても安定に動作するものであること。

(3) 設備の設置場所は、災害（天災及び人災）に影響しない場所であること。

### 4 設備・機器ごとの仕様

設備・機器ごとの仕様は、次の各項を標準とする。

#### (1) 受信点設備

受信点設備は、主に受信アンテナ、アンテナ支持柱、受信ブースターで構成する。

##### ア 受信アンテナ

○ 受信する電波の周波数に適応したものであること。

○ 必要な受信レベルを確保できること。

##### イ アンテナ支持柱

○ 亜鉛メッキ塗装鋼管柱、コンクリート柱又はパンザマストによる自立構造であること。

##### ウ 受信ブースター

○ 受信した電波を受信設備又は伝送路設備に必要なレベルまで増幅する必要がある場合に使用するものであること。

○ 金属製又は樹脂製のきょう体に基板を組み込んだ構造であること。

○ 屋外で使用するものは防水性が確保されていること。

#### (2) 伝送路設備

伝送路設備は、主に増幅器（延長増幅器など）、分岐・分配器、同軸ケーブル、ケーブル保護管、滑止建柱、架空伝送路支持柱（電柱）及び電源設備で構成する。

##### ア 増幅器（延長増幅器など）

○ 伝送路の減衰を補償する機能を有すること。

○ アルミ合金製または合成樹脂のきょう体に増幅器基板を組み込んだ構造であること。

イ 分岐・分配器

- 金属製のきょう体に収容された構造であること。

ウ 同軸ケーブル

- アルミラミネート同軸ケーブル又は金属管型同軸ケーブルであること。

エ 架空伝送路支持柱（電柱）

- 鉄柱、亜鉛メッキ塗装鋼管柱、コンクリート柱などによる自立構造であること。

オ 電源設備

- 金属製又はアルミ合金製のきょう体に収容された構造であること。

別添3 標準価格（共聴施設設置事業、共聴施設又は有線放送設備改修事業）

	工事内容	規格				単位	単価(円)			
							機材単価	工事単価	複合単価	
(1) 施設整備費										
ア 無線通信又は放送の再送信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費										
(ア) 鉄塔	鋼管柱	ストレート式	共聴ポール(鋼管柱)	SP1-6	長さ 6.0m	外径 114.3mm	本	18,000	25,116	43,116
			共聴ポール(鋼管柱)	SP1-7	7.0m		本	24,200	25,116	49,316
			共聴ポール(鋼管柱)	SP1-8	8.0m		本	29,200	25,116	54,316
		ジョイント式	共聴ポール(鋼管柱)	JP1-6	6.0m	本	22,800	25,116	47,916	
			共聴ポール(鋼管柱)	JP1-7	7.0m	本	25,800	25,116	50,916	
			共聴ポール(鋼管柱)	JP1-8	8.0m	本	29,900	25,116	55,016	
		片足場	片足場	SP1・SP2		本	520	0	520	
		両足場	両足場			本	1,050	0	1,050	
		アングル根加世	アングル根加世			本	3,600	0	3,600	
		継柱材	継柱材	1m			本	11,015	0	11,015
		沈下防止プレート	沈下防止プレート	SP1・SP2		枚	680	0	680	
		鋼管柱ポールキャップ	鋼管柱ポールキャップ			個	600	0	600	
		Noプレート	Noプレート			枚	360	0	360	
		(イ) 局舎								
(ウ) 外構施設										
(エ) 受電設備										
(オ) 送受信アンテナ	受信アンテナ	20素子Lchアンテナ(アルミ)	NH-UL(20)-1	低域13~30ch		本	24,000	17,831	41,831	
		20素子Lchアンテナ(ステン)	NH-UL(20)-2			本	66,000	17,831	83,831	
		20素子Mchアンテナ(アルミ)	NH-UM(20)-1	中域31~44ch		本	24,000	17,831	41,831	
		20素子Mchアンテナ(ステン)	NH-UM(20)-2			本	66,000	17,831	83,831	
		20素子Hchアンテナ(アルミ)	NH-UH(20)-1	高域45~62ch		本	24,000	17,831	41,831	
		20素子Hchアンテナ(ステン)	NH-UH(20)-2			本	66,000	17,831	83,831	
		20素子Allchアンテナ(アルミ)	NH-UA(20)-1	全帯域13~62ch		本	24,000	17,831	41,831	
		20素子Allchアンテナ(ステン)	NH-UA(20)-2			本	68,400	17,831	86,231	
		27素子高性能アンテナ(アルミ)		全帯域13~62ch		式	29,000	19,572	48,572	
		27素子高性能アンテナ(ステン)				式	81,900	19,572	101,472	
		2基UHF用位相差給電アンテナ(アルミ)	UHF用位相差給電アンテナ	全帯域13~62ch 20素子		式	67,200	46,905	114,105	
				位相調整器		台	55,800	0	55,800	
		2基UHF用位相差給電アンテナ(ステン)	UHF用位相差給電アンテナ	全帯域13~62ch 20素子		式	142,800	46,905	189,705	
				位相調整器		台	55,800	0	55,800	
	4基UHF用位相差給電アンテナ	UHF用位相差給電アンテナ	全帯域13~62ch 20素子		式	0	50,910	50,910		
	UHF用パラボラアンテナ	UHF用パラボラアンテナ	アンテナ本体:13~62ch		基	1,053,000	85,673	1,138,673		
			取付金具(P型)		式	162,000	5,349	167,349		
			取付金具(K型)		式	144,000	5,349	149,349		
	アンテナポール	溶融亜鉛メッキ水道管	溶融亜鉛メッキ水道管	50φ 5.5m		本	5,845	7,385	13,230	
		硬質塩化ビニールライニング	硬質塩化ビニールライニング			本	7,166	7,385	14,551	
		48.6φ ストレートポール	48.6φ ストレートポール	3.5m		本	8,760	7,385	16,145	
		アンテナマスト取付金物	アンテナマスト取付金物			式	2,345	0	2,345	
	アンテナ架	ストレート式	共聴ポール(鋼管柱)	SP1-6	長さ 6.0m	外径 114.3mm	本	18,000	25,116	43,116
			共聴ポール(鋼管柱)	SP1-7	7.0m		本	24,200	25,116	49,316
			共聴ポール(鋼管柱)	SP1-8	8.0m		本	29,200	25,116	54,316
		ジョイント式	共聴ポール(鋼管柱)	JP1-6	6.0m	本	22,800	25,116	47,916	
			共聴ポール(鋼管柱)	JP1-7	7.0m	本	25,800	25,116	50,916	
			共聴ポール(鋼管柱)	JP1-8	8.0m	本	29,900	25,116	55,016	
		パンザマスト	パンザマスト	R17			式	89,300	329,780	419,080
		パンザマスト底板	パンザマスト底板	R7用			枚	4,600	0	4,600
		コンクリート根巻き	コンクリート根巻き			式	1,300	0	1,300	
		根加世(沈下防止プレート含む)				式	3,600	0	3,600	
		鋼管柱ポールキャップ	鋼管柱ポールキャップ			個	600	0	600	
		足場ボルト	足場ボルト	片足場			式	520	0	520
		足場ボルト	足場ボルト	両足場			式	1,050	0	1,050
		支線	鋼管柱用(支線カバー含む)	鋼管柱用(支線カバー含む)	3ヶ所		式	14,679	59,259	73,938
	支線材料	アンカーC-1号使用	アンカーC-1号使用	14mm×8m		ヶ所	3,090	15,879	18,969	
	架線材料	鋼管・コンクリート柱用	鋼管・コンクリート柱用			式	1,779	2,737	4,516	
		共架柱	共架柱			式	1,779	3,608	5,387	
		特殊工事	特殊工事	垂直腕金	90cm.	垂直腕金	式	3,300	5,697	8,997
				水平腕金	90cm.	水平腕金	式	3,900	5,697	9,597
	ラッシングロッド	ラッシングロッド			本	140	330	470		
	避雷針装置	避雷針	避雷針	黄銅製クロムメッキ小型		本	10,897	95,610	106,507	
		(マスト)2.5m 32φ	(マスト)2.5m 32φ	3mm 2回メッキ入管		本	8,883	0	8,883	
鬼より線		鬼より線	2mm×13本擦り		m	227	0	227		
アース棒		アース棒	600mm	リード300mm	本	185	0	185		
			1.0m銅メッキ	リード300mm	本	670	0	670		
			1.2m銅メッキ	リード300mm	本	882	0	882		
アース棒		アース棒	1.5m銅メッキ	リード300mm	本	1,019	0	1,019		
アース板		アース板	30cm×30cm×1.5mm		枚	9,535	0	9,535		

	工事内容	規格			単位	単価(円)			
						機材単価	工事単価	複合単価	
	アース工事	アンパース 分岐・分配器アース メッセアース	アンパース 分岐・分配器アース メッセアース	鋼管柱の場合 鋼管柱の場合	ヶ所 ヶ所 カ所	771 267 1,435	5,307 5,307 5,307	6,078 5,574 6,742	
(カ)送受信機	周波数変換装置	同一周波数型	5波			式	1,130,000	14,180	1,144,180
			6波			式	1,290,000	14,180	1,304,180
			7波			式	1,440,000	14,180	1,454,180
			8波			式	1,590,000	14,180	1,604,180
			9波			式	1,740,000	14,180	1,754,180
		周波数変換型	10波			式	1,887,000	14,180	1,901,180
			5波			式	1,160,000	14,180	1,174,180
			6波			式	1,340,000	14,180	1,354,180
			7波			式	1,500,000	14,180	1,514,180
			8波			式	1,660,000	14,180	1,674,180
	ブロック型	9波			式	1,820,000	14,180	1,834,180	
		10波			式	1,955,000	14,180	1,969,180	
		8波(2+3+3)			式	553,000	14,180	567,180	
		9波(3+3+3)			式	609,000	14,180	623,180	
	光送信機			光出力3.5dBm相当	台	476,000	40,401	516,401	
(キ)伝送用専用線						0			
						0			
(ク)ケーブル	同軸ケーブル	12C-2.9A	12C-2.9A		m	470	465	935	
		12C-SA	12C-SA	高発泡	m	470	465	935	
		8C-2.1A	8C-2.1A	8C-SA(高発泡)	m	330	447	777	
		12C-FL	12C-FL		m	330	465	795	
		10C-FL	10C-FL		m	240	447	687	
		7C-FL	7C-FL		m	160	465	625	
		5C-FL	5C-FL		m	90	360	450	
	コルゲートケーブル	10C-HFL	10C-HFL		m	290	465	755	
		7C-HFL	7C-HFL		m	210	447	657	
		12C-2.9A	12C-2.9A	埋設用	m	1,143	9,544	10,687	
光ケーブル類	24芯(吊線あり)	8C-2.1A	8C-2.1A	埋設用	m	1,003	9,544	10,547	
		10C-FL	10C-FL	埋設用	m	832	9,544	10,376	
		7C-FL	7C-FL	埋設用	m	909	9,544	10,453	
	8芯(吊線あり)	24芯(吊線あり)	24芯(吊線あり)	引下し 埋設40cm	m	790	9,544	10,334	
		引下し 架空		引下し 架空	m	790	521	1,311	
		集落内 架空		集落内 架空	m	790	413	1,203	
	4芯(電源線付き)	8芯(吊線あり)	8芯(吊線あり)	引下し 埋設40cm	m	680	9,544	10,224	
		引下し 架空		引下し 架空	m	680	521	1,201	
		集落内 架空		集落内 架空	m	680	413	1,093	
	2芯(電源線付き)	4芯(電源線付き)	4芯(電源線付き)	引下し 埋設40cm	m	810	9,544	10,354	
引下し 架空			引下し 架空	m	370	413	783		
集落内 支持線1.2			集落内 支持線1.2	m	250	413	663		
コネクター類	FT型	FT型	2芯(電源線付き)	2芯(電源線付き)	引込用	m	200	195	395
			12C(2.9A)用			個	4,710	2,263	6,973
			8C(2.1A)用			個	4,000	2,263	6,263
			12C(FL)用			個	3,190	2,263	5,453
			10C(FL・HFL)用			個	3,520	2,263	5,783
	NF型	NF型	7C(FL・HFL)用			個	3,520	2,263	5,783
			5C(FL・HFL)用			個	3,450	2,263	5,713
			12C(FL)用			個	1,530	1,044	2,574
			10C(FL・HFL)用			個	1,200	1,044	2,244
			7C・5C(FL・HFL)用			個	1,110	1,044	2,154
変換コネクター			FT-FJ	個	750	1,044	1,794		
中継コネクター			FT-JJ	個	1,660	1,044	2,704		
			F-JJ	個	380	1,044	1,424		
ATT	ATT	F型	個	1,840	1,044	2,884			
		FT型	個	5,680	1,044	6,724			
BON	BON	F型	個	2,360	1,044	3,404			
		FT型	個	6,150	1,044	7,194			
ダミー抵抗	ダミー抵抗	F型	個	710	1,044	1,754			
		FT型	個	2,360	1,044	3,404			
クロージャ類	光接続箱	光接続箱	光接続箱		台	184,000	6,065	190,065	
			出力分岐クロージャ		台	37,150	6,065	43,215	
			光幹線分岐クロージャ		台	20,000	6,065	26,065	
			ドロップクロージャ		台	9,740	6,065	15,805	
カブラ類	2分岐	2分岐	2分岐		式	5,810	0	5,810	
			3分岐		式	15,180	0	15,180	
			8分岐		式	30,350	0	30,350	
			空端子ダミー		式	0	0	0	
光コード	ビグテールケーブル	ビグテールケーブル	SC-APC		本	13,200	912	14,112	
			SC-SPC		本	6,000	912	6,912	

	工事内容	規格			単位	単価(円)			
						機材単価	工事単価	複合単価	
	光接続	融着	融着	4芯・単芯	ヶ所	400	3,290	3,690	
		メカニカルスプライス	メカニカルスプライ	4芯・単芯	個	800	1,429	2,229	
	分岐器F型	1分岐器	NH-DC( )1	1分岐、10~20・5dBステップ	個	6,400	1,951	8,351	
				1分岐、8~17・3dB(5dBに準じる)	個	7,280	1,951	9,231	
				NH-DC061	1分岐、6dB	個	6,800	1,951	8,751
	分岐器FT型	1分岐器	NH-DC( )1(T)	1分岐、10~20・5dBステップ	個	7,760	1,951	9,711	
				1分岐、8~17・3dB(5dBに準じる)	個	7,760	1,951	9,711	
				NH-DC061(T)	1分岐、6dB	個	7,760	1,951	9,711
	分配器F型	2分配器	NH-D2		個	7,280	1,951	9,231	
					分配器FT型	2分配器	NH-D2(T)	2分配器	個
	ケーブルハンガー		ケーブルハンガー	25mm	ヶ所	39	265	304	
				30mm	ヶ所	40	265	305	
				35mm	ヶ所	50	265	315	
	スパイラルハンガー		1.5m-35・45・60	1.5m-35・45・60	本	179	265	444	
							0	265	265
	メッセンジャーワイヤー			22mm	m	65	165	230	
				30mm	m	77	199	276	
	ケーブル保護カバー			2m	本	2,840	265	3,105	
	共架札				個	500	265	765	
	埋設標識シート		幅300mm 50m	幅300mm	m	290	243	533	
埋設ケーブル立ち上げ保護管			エフレックス40×10m	ヶ所	3,494	199	3,693		
埋設表示杭				本	2,000	156	2,156		
(ケ)中継増幅装置	前置増幅器			NH-BSTU	利得20dB以上	台	32,800	5,955	38,755
				NH-BSTU	利得30dB以上	台	33,600	5,955	39,555
	U・V増幅器	VHF利得30~35dB:UHF利得40dB程度 VHF利得-3dB程度:UHF利得40dB程度			台	168,300	13,478	181,778	
					台	114,400	13,478	127,878	
					台	64,610	13,478	78,088	
線路増幅器	VHF利得23dB以上 VHF利得33dB以上 VHF延長増幅器	NH-TA2		台	52,480	13,478	65,958		
				台	180,000	13,478	193,478		
				台	64,610	13,478	78,088		
光増幅器				光出力13.5dBm	台	425,000	40,401	465,401	
(コ)電源設備	電源供給器	出力30V・1A	NH-PS-301		台	42,000	45,614	87,614	
		出力30V・3A	NH-PS-303		台	77,280	54,880	132,160	
		出力30V・3A	NH-PST-303	耐雷形	台	87,000	54,880	141,880	
		パワーインジェクター	パワーインジェクター	FT型	台	17,760	8,756	26,516	
		出力57V・6A	NH-PST-576	FT型	台	233,760	101,387	335,147	
		減圧器	降圧器		台	96,910	3,903	100,813	
		昇圧器	昇圧器		台	119,000	3,903	122,903	
		受電工事	受電工事		式	0	12,088	12,088	
		受電契約(容量変更)手続き	受電契約容量変更手続き		式	0	17,410	17,410	
	引き込み用部材				60V供給用	m	1,815	560	2,375
					引き込み柱新設の場合	鋼管柱、防止箱、漏電遮断器 他	式	29,910	0
引き込み柱既設の場合	防止箱、漏電遮断器 他	式	8,820	0	8,820				
(サ)警報装置									
(シ)監視装置	パイロット信号発生器				台	53,550	12,874	66,424	
	保安器				台	3,280	2,684	5,964	
(ス)制御装置	混合器			NH-MIX	F型・板金ケース	台	10,420	6,082	16,502
				NH-MIX	F型・アルミダイカスト	台	29,730	6,082	35,812
	フィルター	バンドパスフィルター	バンドパスフィルター	MID用	個	90,000	11,077	101,077	
(シ)測定器	地デジ用レベル調整器	AC100VまたはAC30V用			台	253,500	11,077	264,577	
		DC15V用			台	109,000	11,077	120,077	

	工事内容	規格			単位	単価(円)		
						機材単価	工事単価	複合単価
(1) 施設整備費								
イ アに掲げるもののほか、附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に要する経費								
1	電柱							
2	接地線							
3	屋外照明施設							
4	マンホール							
5	空調設備							
6	監視設備							
7	航空標識灯設備							
8	消火設備							
9	水道施設							
10	貯水タンク							
11	ろか器							
12	洗面・手洗施設							
13	仮眠施設							
14	モニターテレビ							

	工事内容	規格	単位	単価(円)		
				機材単価	工事単価	複合単価
15	修理工具					
16	混信対策防止装置					
17	ゴーストキャンセラー					
18	中継用固定無線装置					
19	1から18までに掲げるものに類する施設・設備					

	工事内容	規格	単位	単価(円)		
				単価	工事単価	複合単価
(1) 施設整備費						
ウ 附帯工事費						
賃金	宿泊費	技術員	泊	9,000		9,000
		電工	泊	8,400		8,400
	日当(宿泊)	技術員	日	2,050		2,050
		電工	日	1,850		1,850
	日当(日帰り)	技術員	日	2,100		2,100
		電工	日	1,770		1,770
	交通費	固定費	日	3,000		3,000
走行費		km	14		14	
諸経費	機器調整費	アンテナ設備	式	0	10,698	10,698
		受信点増幅器設備	式	0	22,112	22,112
		幹線増幅器	台	0	7,570	7,570
	加入者端末確認作業	総世帯数の1割	ヶ所	0	3,785	3,785
	確認報告書作成		式	0	53,490	53,490
	道路・河川・鉄道横断		ヶ所		39,030	39,030
	光接続試験	光機器試験調整	光機器試験調整	台		3,032
光損失測定		光損失測定	芯		1,446	1,446

	工事内容	規格	単位	単価(円)		
				機材単価	工事単価	複合単価
(2) 用地取得費・道路費						

	工事内容	規格	単位	単価(円)		
				機材単価	工事単価	複合単価
(2) 用地取得費・道路費						
イ 附帯工事費						

別添 4 標準機材（高性能アンテナ整備事業）

B	C	D	E	F	G	H	I	
	工事内容		規格			数量	単位	
(1) 施設・設備費								
鋼管柱	ストレート式	共聴ポール(鋼管柱)	SP1-6	長さ 6.0m	外径 114.3mm		本	
		共聴ポール(鋼管柱)	SP1-7	7.0m			本	
		共聴ポール(鋼管柱)	SP1-8	8.0m			本	
	ジョイント式	共聴ポール(鋼管柱)	JP1-6	6.0m			本	
		共聴ポール(鋼管柱)	JP1-7	7.0m			本	
		共聴ポール(鋼管柱)	JP1-8	8.0m			本	
		片足場	片足場				本	
		両足場	両足場	SP1・SP2			本	
		アングル根加世	アングル根加世				本	
		継柱材	継柱材	1m			本	
		沈下防止プレート	沈下防止プレート	SP1・SP2			枚	
		鋼管柱ポールキャップ	鋼管柱ポールキャップ				個	
		Noプレート	Noプレート				枚	
	受信アンテナ	20素子高性能アンテナ(家庭用)						本
		27・30素子高性能アンテナ(家庭用)						本
		2基UHF用位相差給電アンテナ(家庭用)				全帯域13～62ch 20素子 位相調整器		式
	アンテナポール	31.8φストレートポール			1.6m			本
		アンテナマスト取付金物		亜鉛メッキ				式
		アンテナ移設設置調査						式
	アンテナ架	ストレート式	共聴ポール(鋼管柱)	SP1-6	長さ 6.0m	外径 114.3mm		本
			共聴ポール(鋼管柱)	SP1-7	7.0m			本
			共聴ポール(鋼管柱)	SP1-8	8.0m			本
		ジョイント式	共聴ポール(鋼管柱)	JP1-6	6.0m			本
			共聴ポール(鋼管柱)	JP1-7	7.0m			本
			共聴ポール(鋼管柱)	JP1-8	8.0m			本
			バンザマスト	バンザマスト	R17			式
			バンザマスト底板	バンザマスト底板	R7用			枚
			コンクリート根巻き	コンクリート根巻き				式
			根加世(沈下防止プレート含む)	<small>根加世(沈下防止プレート含む)</small>				式
			鋼管柱ポールキャップ	<small>鋼管柱ポールキャップ</small>				個
			足場ボルト	足場ボルト	片足場			式
		足場ボルト	足場ボルト	両足場			式	
	支線	鋼管柱用(支線カバー含む)		<small>鋼管柱用(支線カバー含む)</small>		3ヶ所		式
	支線材料	アンカー-C-1号使用		アンカー-C-1号使用	14mm×8m			ヶ所
	架線材料	鋼管・コンクリート柱用		鋼管・コンクリート柱用				式
		特殊工事	垂直腕金		90cm.	垂直腕金		式
			水平腕金		90cm.	水平腕金		式
		ラッシングロッド		ラッシングロッド				本
	埋設転がし	保護管あり						m
	埋設転がし	保護管なし						m
	埋設転がし	滑止建柱						ヶ所
	アース工事	アンプアース		アンプアース	鋼管柱の場合			ヶ所
メッセンアース		メッセンアース				カ所		
同軸ケーブル	10C-FL		10C-FL				m	
	7C-FL		7C-FL				m	

	工事内容	規格		数量	単位	
(1) 施設・設備費	ケーブルハンガー		ケーブルハンガー	25mm		ヶ所
			ケーブルハンガー	30mm		ヶ所
			ケーブルハンガー	35mm		ヶ所
	スパイラルハンガー		1.5m - 35・45・60	1.5m - 35・45・60		本
	メッセンジャーワイヤー			22mm		m
				30mm		m
	ケーブル保護カバー			2m		本
	共架札					個
	埋設標識シート		幅 300mm 50m	幅 300mm		m
	埋設ケーブル立ち上げ保護管			エフレックス40×10m		ヶ所
	埋設表示杭					本
	保安器					個
	分配器 家庭用		2分配器			個
			3分配器			個
			4分配器			個
	前置増幅器			利得 20dB以上		台
	増幅器	家庭用				台
		共聴用				台
		延長増幅器				台
収納箱 柱用金具					面 式	
電源供給器	出力30V・1A	NH-PS-301			台	
	出力30V・3A	NH-PS-303			台	
	パワーインジェクター	パワーインジェクター	FT型		台	

## II 交付申請について

### 1 交付申請書の作成

#### ○情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする特定地方公共団体等（以下「申請者」という。）は、様式第1号による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

交付申請書の作成と確認のポイントについては、次によるほか、本体マニュアルII 8も参照願います。

#### ◎交付申請に当たっての留意点

- 1 交付要綱第6条の申請は、交付要綱第3条に規定されている「特定地方公共団体等」に限られます。
- 2 交付申請及びそれに伴う交付決定は、補助事業の実施内容と補助金額を決定するものです。したがって、実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずしては認められないので、その点を念頭において作成してください。
- 3 法人、協議会等（共聴組合）、共聴施設運営主体（NHK共聴）又は受信者が事業主体の場合は、間接補助であり、特定地方公共団体等においても補助金交付要綱等を策定し、審査する必要がありますので注意をお願いします。（交付申請の段階で策定されていることが必要です。）
- 4 消費税については、特定地方公共団体等又は間接補助事業者（法人、協議会等（共聴組合）、共聴施設運営主体（NHK共聴）又は受信者）のどちらが事業主体であっても、補助対象とすることができます。（ただし、間接補助事業者（法人、協議会等（共聴組合）、共聴施設運営主体（NHK共聴）又は受信者）であっても消費税額が控除される場合があります。（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第4項））

#### (1) 申請書の作成について

ア はじめに

- (ア) 申請書は正本（代表者の押印があるもの）1部を提出してください。
- (イ) 交付要綱様式第1号により作成する申請書かがみ、同様式別紙1「補助事業の概要」及び別紙2「工事概要書」、見積書等は内容を必ず一致させてください。
- (ウ) 申請を行おうとする補助事業以外に、関連する国庫補助事業又は単独事業を一体的に実施している（予定も含む。）場合は、補助事業と別事業の区分が分かるようにしてください。

## イ 申請書の構成について

以下の資料を順番に編纂のこと。

- (ア) 申請書（交付要綱様式第1号）
- (イ) 補助事業の概要（交付要綱様式第1号別紙1）
- (ウ) 工事概要書（交付要綱様式第1号別紙2）
- (エ) 特定地方公共団体等の補助事業に関する規程又は要綱（法人、協議会等（共聴組合）、共聴施設運営主体（NHK共聴）又は受信者が事業主体の場合に限る。）
- (オ) 見積書（別添5）
- (カ) 契約予定内容に関する調査票（別添6）
- (キ) 口座設置届出書（別添7）
- (ク) 参考資料

必要に応じて(ア)～(ク)を補足する説明資料（理由書等を含む。）を添付のこと。

### ◎交付申請書の作成に当たっての留意点

- 1 間接補助の場合において、複数の施設又は設備等について申請する場合は、(イ)、(ウ)、(オ)について、施設又は設備等ごとに編纂をお願いします。
- 2 複数の施設又は設備等を1の工事事業者が一括して請け負う場合、(オ)の記載はどの施設又は設備等の工事であるのかを明確にしてください。（例：事業費の総括表を添付するなど）
- 3 添付する図面（配置図等）については、見積書に明記されている補助対象設備等が確認できるものをお願いします。（例：ブロックダイヤグラムなど）

## (2) 申請書の記載例

交付要綱様式第1号、同様式第1号別紙1第8、同様式第1号別紙2

## (3) 見積書

見積書は、工事業者からの複数見積りを徴取した上で、別添5により作成してください。

なお、共聴施設設置事業、共聴施設又は有線放送設備改修事業においては、次に従って作成してください。

ア 原則、複数業者から業者独自の見積り（別添2の「標準価格」によるものではなく、業者自身が定める単価を用いて積算された見積り。以下同じ。）を徴取。

イ 地域事情等により、複数業者からの見積りを徴取することが困難な場合は、徴取可能な業者独自の見積りを徴取。

ウ 業者から見積りを徴取することが困難な場合は、標準仕様に基づく別添2の「標準価格」を参考にして積算。

※ 補助事業の採択要件のひとつである「事業に必要とする経費が適正であること」については、原則として、以下の考え方にに基づき審査します。

- ・ 上記アにあつては、複数業者からの業者見積りを比較し、かつ別添2の「標準価格」と比較した上で、より安価な事業費となっているか。
- ・ 上記イにあつては、業者独自の見積りと、標準仕様に基づく別添2の「標準価格」を比較した事業費となっているか。

- ・ 上記ウにあっては、標準仕様に基づく別添2の「標準価格」に照らし著しく乖離した事業費となっていないか。

ただし、別添5により難しい場合には、適宜の方法で作成することができます。

見積書の作成に当たっては、次の点に留意してください。

◎見積書の作成及び確認留意点

1 表紙

- (1) 見積書作成者（自治体又は工事業者）（代表者名、印も必要）
- (2) 見積書作成の日付
- (3) 工事名

2 内訳書

内訳書については、以下のポイントについて確認をお願いします。

- (1) 経費の分類及び金額の積算については、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。
- (2) 経費の明細が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。
  - ・ 交付対象、交付対象外の費目が細くなる場合には、別表でまとめること。
  - ・ ○○一式△△円となっている場合はその内訳を可能な限り記載すること。
- (3) 見積りが複数になる場合は経費の取りまとめ表を添付すること。
- (4) 機器の個別単価が社会一般的な物価等に対して著しく乖離していないか確認すること。補助金の費用が著しく乖離している場合には必ずその理由を添付すること。
  - ・ 確認のポイント
    - 複数事業者からの相見積りを原則としていることから、これら見積りを比較・確認する。
    - 複数見積りを徴取した資料について全て添付する。
    - 1業者しか見積りがとれない場合は、標準価格に示した価格と比較・確認する。
    - 補助金と同時に実施される単独事業等の積算を確認する。
    - 積算の根拠とした資料名を記した資料を添付のこと。
- (5) 購入機器と取付数量等の対応について確認すること。
- (6) 工事費は、「単価×数量（人数、日数等）」で算出すること。また、工事費が材料費に対応しているか、歩掛はどのような基準に基づいているかを記載すること。
- (7) 諸経費（共通費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）については、直接工事費等の率により算出している場合は、どのような基準に基づいているかを記載すること。また、率によらず必要な経費を積上げた場合は、それぞれの経費の内訳を提出すること。
- (8) 撤去費については、既存共聴施設を撤去しなければ、新施設の建設事業を実施することができないなどその理由を添付すること（交付対象とする撤去工事の範囲を図面等で明示すること）。

(4) 契約予定内容に関する調査票（別添6）

随意契約（プロポーザル方式及びコンペ方式も含む。）による場合には、その理由を明確に記載すること。

○プロポーザル方式: そのプロジェクトに最も適した創造力、技術力、経験などを持つ「設計者(人)」

を選ぶ方式

○コンペ方式：「設計案」の良否を検討して選ぶ方式

**(5) 加入等予定者に関する資料**

共聴施設等利用受信環境整備事業に係る補助金申請時には、加入等予定が確認できる資料（事前加入等申込書の写し等）を添付すること。

## 記載例：補助金交付申請書

様式第1号（第6条第1項関係）

〇〇〇番〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇総合通信局長 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇 印  
(注2)

平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金交付申請書

平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

### 記

#### 1 補助事業の区分（注3）

復興街づくりICT基盤整備事業（イ・一・A 共聴施設設置事業）

#### 2 補助事業の目的

（共聴施設設置事業の例）

集団移転した〇〇地域においては、地上デジタル放送の受信が困難であり、各利用世帯までの引き込み線に当たる部分を無線（有線）によって伝送する施設を整備することにより、当該地域の難視聴解消を図る。

（共聴施設又は有線放送設備改修事業の例）

集団移転した〇〇地域においては、地上デジタル放送の受信が困難であり、既存の共聴施設（ケーブルテレビ）の幹線の延長等の整備を行うことにより、当該地域の世帯が当該共聴施設（ケーブルテレビ）への加入（の利用）によって地上デジタル放送の受信を可能とし、当該地域の難視聴解消を図る。

（共聴施設等利用受信環境整備事業の例）

集団移転した〇〇地域においては、地上デジタル放送の受信が困難であり、既存の共聴施設（ケーブルテレビ）への加入（の利用）によって、地上デジタル放送の受信を可能とし、当該地域の難視聴解消を図る。

（高性能アンテナ整備事業の例）

集団移転した〇〇地域においては、地上デジタル放送の受信が困難であり、高性能アンテナを設置することにより、難視聴解消を図る。

#### 3 交付を受けようとする補助金の額（注4） 金 〇〇, 〇〇〇千円

#### 4 補助事業の概要

- 別紙1 第1（東北地域医療情報連携基盤構築事業）
- 別紙1 第2（ICT地域のきずな再生・強化事業）
- 別紙1 第3（被災地就業履歴管理システム構築事業費補助事業）
- 別紙1 第4（被災地域ブロードバンド基盤整備事業）
- 別紙1 第5（スマートグリッド通信インターフェース導入事業）

- 別紙 1 第 6 (災害に強い情報連携システム構築事業)
- 別紙 1 第 7 (自治体クラウド導入事業)
- 別紙 1 第 8 (復興街づくり I C T 基盤整備事業)
- 別紙 1 第 9 (被災地域記録デジタル化推進事業)

## 5 添付資料

- (1) 補助事業に要する経費の見積書
- (2) 別紙 2 工事概要書 ( I C T 地域のきずな再生・強化事業、被災地域ブロードバンド基盤整備事業、スマートグリッド通信インタフェース導入事業、災害に強い情報連携システム構築事業 (注 5)、復興街づくり I C T 基盤整備事業 (イ・一・C 共聴施設等利用受信環境整備事業、イ・二 高性能アンテナ整備事業を除く。) の場合)
- (3)  特定地方公共団体等からの間接補助を行う場合は、当該特定地方公共団体等の補助事業に関する規程又は要綱
  - 補助事業を連携主体が行うものについては、
    - ア 当該補助事業を行う連携主体を構成する全団体を列記したもの
    - イ 本様式に従って交付申請書を提出する道県又は市町村が、当該補助事業を行う連携主体の代表団体であることが確認できるもの (注 6)

(注 2) 連携主体にあつては、

「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表  
市町村長 印」  
と記載すること。

(注 3) 復興街づくり I C T 基盤整備事業にあつては、

「復興街づくり I C T 基盤整備事業 ( )」  
と記載すること。  
( ) 内には、以下の事業から該当するものを記載すること。

ア デジタルテレビ中継局整備事業、イ・一・A 共聴施設設置事業、イ・一・B 共聴施設又は有線放送設備改修事業、イ・一・C 共聴施設等利用受信環境整備事業、イ・二 高性能アンテナ整備事業、ウ 地上ラジオ放送受信環境整備事業、エ ブロードバンド基盤整備事業、オ 公共施設等情報通信環境整備事業

(注 4) 消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

(注 5) 災害に強い情報連携システム構築事業については、交付要綱第 3 条 (6) アの事業のみを実施する場合は不要。

(注 6) 連携主体を構成するすべての市町村が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面。

別紙 1

第 8 復興街づくり ICT 基盤整備事業

(交付要綱第 3 条第 1 項 (8) イ・一・A 共聴施設設置事業、 イ・一・B 共聴施設又は有線放送設備改修事業)

補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	(注 1) 〇〇市 市長 〇〇〇〇
施設の設置場所	〇〇県〇〇市〇〇町の一部 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 有線共聴の場合は受信点。無線共聴の場合は受信点及び送信点。 共聴施設又は有線放送設備改修事業の場合は現在の受信点、送信点。
着工予定日	交付決定日以後、速やかに着手。
完了予定日	平成〇〇年〇月〇〇日 ※当該年度内であること。 ※余裕を持って完了予定日を記載することは可能ですが、一律年度末に設定するなどは避けて下さい。なお、間接補助事業における事業完了日は、特定地方公共団体等が間接補助事業者を支払いを完了した日です。

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア
地上デジタルテレビ放送	(事業主体となるものを記載すること)	〇〇市〇〇町〇〇 〇〇市〇〇町〇〇 〇〇市〇〇町〇〇

(千円)

	国庫補助金申請額 (事業費×補助率)	事業費
設備費		〇〇, 〇〇〇
用地取得費・道路費		〇〇, 〇〇〇
助成費		
合計	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇 (□□, □□□) ※事業費と補助対象経費が異なる場合には、事業費を記載するとともに、補助対象経費を ( ) 書きで記載して下さい。

備考

- ※世帯数 (使用されているタップオフの端子の数) を記載して下さい。
- ※自主事業 (補助対象外事業) を併せて実施する場合は、その事業費の資金計画等を、記載例を参考に記載して下さい。
- ※助成費の内訳として、「設備費」及び「用地取得費・道路費」を記載して下さい。

添付書類

- ・加入等予定者に関する資料 (共聴施設又は有線放送設備改修事業に限る。) (注 2)

(注1) 地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長名」  
と記載すること。

(注2) 加入等予定者の仮申込書等対象世帯の加入等を確認できる資料を添付すること。

記載例

		(千円)	
収入 (資金計画)		支出 (補助対象外事業費)	
借入金	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	
自己資金	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	
その他( ) (注3)	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	
合計	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	

(注3) 財源の内容を記載する。(例：震災復興特別交付税等)

第8 復興街づくりICT基盤整備事業

(交付要綱第3条第1項(8)イ・一・C 共聴施設等利用受信環境整備事業)

補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	(注1) 〇〇市 市長 〇〇〇〇
補助事業の内容	(注2) ※事業内容の詳細を記載 ※改修(幹線延長)を行う間接補助事業者名(共聴施設又はケーブルテレビ会社名等)を記載 ※建屋の所在地をすべて記載、若しくは地区の場所及び加入建屋がわかる図を別紙で添付すること。
開始予定日	交付決定日以後、速やかに着手。
完了予定日	平成〇〇年〇月〇〇日 ※当該年度内であること。 ※余裕を持って完了予定日を記載することは可能ですが、一律年度末に設定するなど避けて下さい。なお、間接補助事業者における事業完了日は、特定地方公共団体等が間接補助事業者に支払いを完了した日です。

(千円)

	国庫補助金申請額 (事業費×補助率)	事業費
助成費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

備考

- ※世帯数(使用されているタップオフの端子の数)を記載して下さい。
- ※自主事業(補助対象外事業)を併せて実施する場合は、その事業費の資金計画等を、記載例を参考に記載して下さい。
- ※助成費の内訳として、「設備費」及び「用地取得費・道路費」を記載して下さい。

(注1) 地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長名」  
と記載すること。

(注2) 実施内容等について詳細に記載すること。必要に応じ参考資料を添付すること。  
また、地上デジタル放送の再放送を行う法人名、協議会名又は共聴施設運営主体名、建屋の場所(建屋の所在地)を記載すること。

記載例

(千円)

収入 (資金計画)		支出 (補助対象外事業費)
借入金	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
自己資金	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
その他( ) (注3)	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
合計	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

(注3) 財源の内容を記載する。(例: 震災復興特別交付税等)

第8 復興街づくりICT基盤整備事業

(交付要綱第3条第1項(8)イ・ニ 高性能アンテナ整備事業)

補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	(注1) 〇〇市 市長 〇〇〇〇
補助事業の内容	(注2) ※事業内容の詳細を記載 ※建屋の所在地を記載 ※受信アンテナの所在地を記載。また、他の受信設備より信号供給を受ける場合は接続点の所在地及び接続の相手方を記載。
開始予定日	交付決定日以後、速やかに着手。
完了予定日	平成〇〇年〇月〇〇日 ※当該年度内であること。 ※余裕を持って完了予定日を記載することは可能ですが、一律年度末に設定するなどは避けて下さい。なお、間接補助事業における事業完了日は、特定地方公共団体等が間接補助事業者に支払いを完了した日です。

(千円)

	国庫補助金申請額 (事業費×補助率)	事業費
助成費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

備考	<p>※自主事業(補助対象外事業)を併せて実施する場合は、その事業費の資金計画等を、記載例を参考に記載して下さい。</p> <p>※助成費の内訳として、「設備費」及び「用地取得費・道路費」を記載して下さい。</p>
----	---

(注1) 地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長名  
」  
と記載すること。

(注2) 実施内容等について詳細に記載すること。必要に応じ参考資料を添付すること。  
また、建屋の場所(建屋の所在地)、受信アンテナの設置場所(受信アンテナの所在地を記載(建屋と同一の場合は「建屋に同じ」と記載すること。))を記載すること。

別紙 2

(復興街づくり ICT 基盤整備事業 (ア デジタルテレビ中継局整備事業、イ・A 共聴施設設置事業に限る。) の場合)

工事概要書

〇〇市長 〇〇 〇〇 印  
(注 1)

1 設置場所 (注 2) 〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地

2 建設用地

- (1) 敷地面積 〇〇〇. 〇m<sup>2</sup>  
※有線共聴の場合は受信点、無線共聴の場合は受信点及び送信点ごと。
- (2) 海拔高 〇〇〇m  
※有線共聴の場合は受信点、無線共聴の場合は受信点及び送信点ごと。
- (3) 敷地の所有関係  
 購入  
 借地 県、市有地、その他 (具体的に) の別  
 既所有 主な借地条件 (借地料、借地期間等)
- (4) 用地周辺の状況 平地、山地の別  
取付道路の必要の有無 (必要であればその長さ) 等
- (5) 開発規制の状況 地目 〇〇〇  
開発規制指定解除の必要の有無

3 施設の内容

- (1) 建物の構造等 〇〇〇〇造 〇階建
- (2) 建築面積 〇〇〇. 〇m<sup>2</sup>
- (3) 延べ床面積 〇〇〇. 〇m<sup>2</sup>
- (4) 鉄塔の構造等 〇〇〇〇型 高さ (地上高) 〇〇m
- (5) ケーブルの長さ 〇〇〇m
- (6) 中継増幅装置の数 〇台

※共聴施設設置事業については、上記(1)~(3)の記載は不要です。項目は削除しないで下さい。

4 実施計画

- (1) 着手 (予定) 年月日 交付決定日以降、速やかに着手
- (2) 用地取得 (予定) 年月日 交付決定日以降、速やかに着手
- (3) 着工 (予定) 年月日 交付決定日以降、速やかに着手
- (4) 完了 (予定) 年月日 平成〇〇年〇月〇日

※余裕を持って完了予定日を記載することは可能ですが、一律年度末に設定するなど避けて下さい。なお、間接補助事業者における工事完了日は、特定地方公共団体等が間接補助事業者を支払いを完了した日です。

5 利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始 (予定) 年月日
デジタル方式のテレビジョン放送	〇〇テレビ共同視聴組合	〇〇市〇〇町〇〇 〇〇市〇〇町〇〇	平成〇〇年〇月〇日 ※余裕を持って完了予

		〇〇市〇〇町〇〇	定日を記載することは可能ですが、一律年度末に設定するなど避けて下さい。

## 6 資金計画

(千円)

収入		支出	
財源内訳		経費区分	(事業費)
補助金	交付(予定)額	設備費	〇〇, 〇〇〇
	〇〇, 〇〇〇		
補助事業を行う者の負担額	予 算 額	用地取得費・道路費	〇〇, 〇〇〇
借入金	〇〇, 〇〇〇		
自己資金	〇〇, 〇〇〇		
その他( ) (注3)	〇〇, 〇〇〇	助成費	
小計	〇〇, 〇〇〇		
合計	〇〇, 〇〇〇	合計	〇〇, 〇〇〇

## 7 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図(配置図、各階平面図及び立面図の概略)

※施設のブロックダイアグラムを添付すること。

(注1) 連携主体にあっては、

「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長 印」

と記載すること。

(注2) 施設及び設備を設置する地下鉄、地下街、地下駐車場、道路又はトンネルに固有名称が有る場合は、当該名称を付記する。

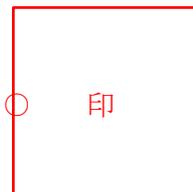
(注3) 財源の内容を記入する。(例：震災復興特別交付税等)

別紙 2

(復興街づくり ICT 基盤整備事業 (イ・B 共聴施設又は有線放送設備改修事業) に限る。) の場合)

工事概要書

〇〇市長 〇〇 〇〇 印  
(注1)



1 設置場所 (注2) 〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地

2 施設の内容

(1) 伝送路の長さ 〇〇〇m

(2) 中継増幅装置の数 〇台

3 実施計画

(1) 着手 (予定) 年月日 交付決定日以降、速やかに着手

(2) 着工 (予定) 年月日 交付決定日以降、速やかに着手

(3) 完了 (予定) 年月日 平成〇〇年〇月〇日

※余裕を持って完了予定日を記載することは可能ですが、一律年度末に設定するなど避けて下さい。なお、間接補助事業者における工事完了日は、特定地方公共団体等が間接補助事業者に支払いを完了した日です。

4 利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始 (予定) 年月日
デジタル方式のテレビジョン放送	〇〇共聴組合	〇〇市〇〇町〇〇 〇〇市〇〇町〇〇 〇〇市〇〇町〇〇	平成〇〇年〇月〇日 ※余裕を持って完了予定日を記載することは可能ですが、一律年度末に設定するなど避けて下さい。

5 資金計画

(千円)

収入		支出	
財源内訳		経費区分	(事業費)
補助金	交付 (予定) 額	設備費	〇〇, 〇〇〇
	〇〇, 〇〇〇		
補助事業を行う者の負担額	予 算 額	用地取得費・道路費	〇〇, 〇〇〇
借入金	〇〇, 〇〇〇		
自己資金	〇〇, 〇〇〇		
その他 ( ) (注3)	〇〇, 〇〇〇	助成費	
小計	〇〇, 〇〇〇		

合計	〇〇, 〇〇〇	合計	〇〇, 〇〇〇
----	---------	----	---------

## 7 添付図面

- (1) 線路構成図（注4）
- (2) 線路図（注5）

（注1）連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印」  
と記載すること。

（注2）施設及び設備を設置する地下鉄、地下街、地下駐車場、道路又はトンネルに固有名称が有る場合は、当該名称を付記する。

（注3）財源の内容を記入する。

（注4）伝送路の敷設状況（増幅器や分配器等の配置、延長した幹線、伝送路の距離等）が把握できるものとする。

（注5）サービスエリア及び伝送路の敷設状況を地図に明示し、幹線の延長対象地区を明示したものとする。



■見積書内訳(記載例)

工事内容			数量	単位	単価	計	
受信点工事費						2,470,389	
1	アンテナ柱	ハンザマスト(R17)	1	式	107,380	107,380	
2		鋼管柱 ストレート式 8m	1	式	35,490	35,490	
3		支線	1	本	4,900	4,900	
4		片足場	1	本	520	520	
5	アンテナマスト		1	式	27,210	27,210	
6	受信アンテナ	20素子Alich(アルミ)	1	基	25,910	25,910	
7	プリアンプ(前置増幅器)		1	台	39,230	39,230	
8	フィルター		1	個	93,270	93,270	
9	混合器		1	個	34,840	34,840	
10	分配器(分岐器)		1	個	10,610	10,610	
11	ヘッドアンプ	チャンネルプロセス、5波用	1	台	1,164,420	1,164,420	
12		ブロックコンバータ	1	台	557,420	557,420	
13		レベル調整器	1	台	256,970	256,970	
14	パイロット信号発生器		1	台	58,670	58,670	
15	同軸ケーブル	7C相当	1	m	260	260	
16	防水同軸コネクタ		1	個	1,110	1,110	
17	同軸フィッティングコネクタ	FTコネクタ	1	個	3,520	3,520	
18	避雷(接地)材料		1	式	24,200	24,200	
19-1	その他	(具体的に記入)	1		0	0	
19-2	その他	(具体的に記入)	1		0	0	
19-3	その他	(具体的に記入)	1		0	0	
20	その他雑材料	上記合計の %程度	1	%		24,459	
電源工事費						692,254	
1	電源	電源供給装置(90VA)	1	台	121,010	121,010	
2		電源供給装置(320VA)	1	台	267,770	267,770	
3		電源挿入器	1	個	37,140	37,140	
4		減圧器	1	個	103,950	103,950	
5		昇圧器	1	個	126,040	126,040	
6	受電工事	新規・契約変更	1	式	29,490	29,490	
6-1	その他	(具体的に記入)	1		0	0	
6-2	その他	(具体的に記入)	1		0	0	
7	その他雑材料		1	%		6,854	
伝送路工事費						1,828,151	
1	自営柱	鋼管柱 ストレート式 8m	1	本	35,490	35,490	
2		鋼管柱 ジョイント式 7m	1	式	32,090	32,090	
3		支線	1	本	4,900	4,900	
4		片足場	1	本	520	520	
5	架空工事		1	スパン	10,510	10,510	
6	埋設工事	埋設管なし	1	m	1,010	1,010	
7	増幅器	増幅器	1	台	182,260	182,260	
8		幹線増幅器	U又はV、UV	1	台	201,000	201,000
9		延長増幅器	U又はV、UV	1	台	78,100	78,100
10	同軸ケーブル	5C相当	1	m	90	90	
11		7C相当	1	m	210	210	
12		10C相当	1	m	470	470	
13	防水同軸コネクタ		1	個	3,520	3,520	
14	同軸フィッティングコネクタ	FTコネクタ	1	個	4,000	4,000	
15	BON・ATT 変換接栓		1	個	5,680	5,680	
16	光送信機	3dBm	1	台	481,030	481,030	
17	光ファイバー	電源線付4芯	1	m	370	370	
18		吊線付き8芯	1	m	680	680	
19	光受信機		1	台	234,750	234,750	
20	光増幅器		1	台	475,750	475,750	
21	保安器		1	個	7,200	7,200	
22	V-ONU		1	個	18,000	18,000	
23	引き込み線(5C相当)	同軸ケーブル5C相当	1	m	140	140	
24	引き込み線(7C相当)	同軸ケーブル7C相当	1	m	260	260	
25	タップオフ		1	個	32,020	32,020	
26-1	その他	(具体的に記入)	1		0	0	
26-2	その他	(具体的に記入)	1		0	0	
26-3	その他	(具体的に記入)	1		0	0	
27	その他雑材料		1	%		18,101	
付帯工事費						1,776,533	
1	労務費		1	式	—	1,576,741	
2	諸経費	受信点徒行費	1	式	—	1,000	
3		調査費	1	式	—	124,781	
4		設計費	1	式	—	1	
5		完了検査、報告書作成	1	式	—	74,000	
6-1		申請代行費1	1	式	1	1	
6-2		申請・設備変更届	1	式	1	1	
7		申請代行費2	1	箇所	1	1	
8	共架料		1	式	—	6	
9	共架料改修費		1	式	—	1	
一般管理費等						85,438	
1	現場管理・共通仮設費		1	%	—	17,765	
2	一般管理費		1	%	—	67,673	
小計						6852765	
端数整理(値引き)							
計						6852765	
消費税						342,638	
合計						7,195,403	

AS欄～AW欄に機材費及び各員の役務単位を論議資料から記入願います。

電源供給装置と電源挿入器を別計にした場合、引き込み用部材が重複するため、別計での計上をお願いします。

■ 附帯工事費内訳(記載例)

工事内容	数量	単位	価格(円)	
			単価	計
1 労務費		式		1,576,741
1-1 受信点工事費等				
労務費				
技術者	0.000	人日	24,800	0
技術員	7.442	人日	19,900	148,103
電工	18.986	人日	15,800	299,980
作業員	24.024	人日	12,900	309,909
日当				
技術者	0.000	人日	2,080	0
技術員	7.442	人日	1,720	12,800
電工	18.986	人日	1,610	30,567
作業員	24.024	人日	1,560	37,477
宿泊				
技術者	1	泊	9,000	9,000
技術員	1	泊	9,000	9,000
電工	1	泊	9,000	9,000
作業員	1	泊	9,000	9,000
交通費				
固定費	※1	式	1,529	1,529
走行費[km]	※1	式	970	970
交通費(JR、船賃等)	※2	式	0	0
有料道路料金	※3	式	0	0
1-2 電源工事費・伝送路工事等		式		
労務費				
技術者	0.420	人日	24,800	10,416
技術員	7.569	人日	19,900	150,632
電工	19.693	人日	15,800	311,151
作業員	9.904	人日	12,900	127,756
日当				
技術者	0.420	人日	2,080	873
技術員	7.569	人日	1,720	13,019
電工	19.693	人日	1,610	31,705
作業員	9.904	人日	1,560	15,449
宿泊				
技術者	1	泊	9,000	9,000
技術員	1	泊	9,000	9,000
電工	1	泊	9,000	9,000
作業員	1	泊	9,000	9,000
交通費				
固定費	※1	式	1,471	1,471
走行費[km]	※1	式	934	934
交通費(JR、船賃等)	※2	式	0	0
有料道路料金	※3	式	0	0
2 受信点徒行費		式		1,000
距離	1	km	1,000	1,000
員数	1	人日		
3 調査費		式		124,781
受信点調査	1	式	120,550	120,550
自立・共架柱	1	本	3,120	3,120
宅内調査実施数	1	軒	1,111	1,111
4 設計費		式		1
工事設計	1	式	1	1
8 共架料(H27.3.31まで)	年・月・日数	式		6
*1kmを超える新設伝送路施設が対象	共架柱1	1年	1本	1
		1月	1本	1
		1日	1本	1
	共架柱2	1年	1本	1
		1月	1本	1
		1日	1本	1
6-1 申請代行費1		式		
再放送同意	1	式	1	
申請・設備変更	1	式	1	
9 申請代行費2		式		
共架、道路・架線・鉄道横断	1	式	1	
共架柱改修費	1	式	1	

※有料道路を使用の場合は、使用区間を記載すること

**別添6** 契約予定内容に関する調査票（Ⅱ 1 (1)②カ関係）

(1) 補助事業を行うに当たって予定している契約（分割発注を予定している場合は、契約毎に記載）をすべて記載。

番号	契約名（予定）	契約の内容	契約の形態	見積者数	見積額（円）
合計					

注1 「契約の形態」は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約を記載。

注2 「見積者数」は、事業費を算出するに当たり、見積りを取った者数を記載。

注3 「見積額」は、見積りにより申請書を作成する際に採用した金額を記載。

注4 随意契約は、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合に限りできるものである。

(2) (1)の契約において、補助対象外の契約が含まれていれば、その契約内容を記載。

番号	契約名（予定）	契約の内容	見積額（円）	うち補助対象外見積額（円）
合計				

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記載。

(3) 前記(1)で随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠及びその理由を記載。

番号	契約名（予定）	随意契約を行う根拠 （地方自治法）	随意契約の理由

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記載。

別添7 口座設置届出書（Ⅱ 1 (1)②キ関係）

平成 年 月 日

官署支出官

総務省官房会計課長 殿（注）

氏名

印

下記のとおり口座を設置（開設）したので届けます。

届出区分 (該当に○印)	新規・変更	変更の場合は旧債主コードを記入				
		旧債主コード				
口座名義	フリガナ					
	氏名					
住所	郵便番号					
	フリガナ					
	漢字					
銀行等名称	銀行 金庫 農協 支店 (出張所)					
預金種別 (該当に○印)	①普通預金 (総合口座)    ②当座預金    ③通知預金    ④別段預金					
口座番号	銀行番号 _____		支店番号 _____		口座番号	
所属	職員	局 課 (室)				
	委員等					
	法人					

※太枠内を記入ください。

(注) 共聴施設等整備事業の場合は、管轄する総合通信局総務部長を記載すること。

## 2 有線電気通信法による届出、放送法による一般放送の業務の登録、一般放送の業務の開始の届出

◎有線電気通信法と放送法との手続関係について

施設の規模	登録一般放送事業者の登録	施設の面		業務の面 一般放送による業務開始届等
		有線電気通信法による設置届		
		同一建物内及び同一構内に設置する場合	左記以外の場合	
501 端子以上	○	×	×	×
51 端子から 500 端子まで	×	×	○	○
50 端子以下	自主放送を行うもの	×	×	○
	同時再放送のみのもの	×	×	○

(注) ○印は要、×印は不要を表す。

◎有線電気通信法による届出に当たっての留意点

1 有線共聴施設・無線共聴施設のどちらの設置又は改修であっても、有線電気通信法第3条第1項から第3項までの規定による届出が工事開始の2週間前までにしなければ補助対象とはならないので注意してください。(特に届出のない共聴施設を補助金によって改修する場合は、交付申請書を提出する前に同法による届出を提出すること)

2 使用する様式について

**【無線共聴】**

○設置する場合

有線電気通信法施行規則(昭和28年郵政省令第36号)別紙様式第一及び第二

○変更する場合

有線電気通信法施行規則別紙様式第四及び第二

○廃止する場合

有線電気通信法施行規則別紙様式第五

**【有線共聴施設であって、端子数が50以下】**

無線共聴の場合と同じ

**【有線共聴施設であって、端子数が51以上500以下】**

無線共聴の場合と同じ。ただし、その場合は放送法施行規則別表第40号の様式による業務開始届も提出する必要があります。

また、次の様式により提出することができます。

○一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令別記第1様式から別記第3様式

(1) 有線電気通信法による届出

ア はじめに

- (ア) 届出書は正本（代表者の押印があるもの）と副本（コピーしたもの）の2部を提出してください。
- (イ) 届出と交付申請で共通する事項は一致させてください。
- (ウ) 届出書を郵送する際は、切手の貼った返信用封筒を同封してください。（宛先は各総合通信局）

イ 届出書の記載例

- 有線電気通信法施行規則別紙様式第一（有線電気通信設備設置届）
- 有線電気通信法施行規則別紙様式第二（事項書）
- 有線電気通信法施行規則別紙様式第四（有線電気通信設備変更届）
- 有線電気通信法施行規則別紙様式第五（有線電気通信設備廃止届）
- 一般放送の設備及び業務に関する届出の特例別記第1様式（一般放送の設備設置及び業務開始届）

(2) 登録一般放送事業者の登録

登録一般放送事業者による登録の対象は、有線共聴施設であり、かつ、当該施設の引込端子の数が501以上のものとなります。

登録の申請に当たっては、放送関係法令に従い総務省（各総合通信局）にご相談の上、申請書を提出してください。

<参照法令>

- 放送法（昭和25年法律第132号）
- 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）
- 一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令（平成23年総務省令第84号）

記載例：有線電気通信法による届出

別紙様式第一（第1条関係）

## 有線電気通信設備設置届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

氏 名

〇〇市

市長

〇〇 〇〇

印

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

有線電気通信設備を設置するので、有線電気通信法第3条第1項及び第2項の規定に基づき、別紙の書類を添えて届け出ます。

別紙様式第二（第1条関係）

事 項 書

1 有線電気通信の方式

テレビジョン（音声複合）

2 通信事項

NHK、〇〇テレビジョン放送局（総合）の放送の同時再放送

3 設備の設置場所

(1) 機 械（中継増幅器及び光電変換器を除く）

種 別	設 置 場 所 住 所
受信点	〇〇町〇〇
ヘッドエンド	〇〇町〇〇

※無線共聴の場合で送信点まで有線で引き込む場合は当該送信点も記載のこと。

(2) 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置

別添地区に記載のとおり

(3) 設備と付近の他の施設との関係 ※該当する場合は記載のこと。

ア 電線等との離隔関係

設 備		付 近 の 他 の 施 設					備 考
		架空電線の支持物	単独柱の架空電線	共架柱の架空電線	屋内電線	地中電線	
電 線			m	m			
強 電 流 電 線	低 圧	m ( )	( )	( )	m	m	
	高 圧	( )	( )	( )			
	特別高圧	( )	( )	( )			
建 造 物							

イ 道路等との関係

設 備	架 空 電 線	備 考

付近 の他の施設	関係	道路、鉄道又は軌道、横断歩 道橋上の最低の高さ	
道	路		m
鉄道又は軌道			
横断歩道橋			
そ の 他			

#### 4 設備の概要

##### (1) 機 械

###### ア 交換機

種 類	回線容量	台 数	備 考
—	—	—	
—	—	—	

###### イ 増幅器（中継増幅器を含む）又は光電変換器

種 類	定格出力レベル	台 数	備 考
○○○	○W又はdBm	○○	

###### ウ 保安装置

種 類	台 数	備 考
—	—	
—	—	

##### (2) 線 路

###### ア 線 条

架空、地下、水底の別	線 種	対 数	こう長	延 長	備 考
			km	km	
計					

###### イ 電 柱

種 類	数 量	共架電柱の相手方別数量			備 考
		電気通信 事業者	電気事業者	その他	
木 柱	本	本	本	本	
コンクリート柱					
鉄 柱					

そ の 他					
計					

(3) 線路の電圧

V以下

(4) 通信回線の電力

通信回路の種別	周波数の別	電 力	備 考

5 工事開始及び設置の予定期日

平成〇〇年〇〇月〇〇日 (～平成〇〇年〇〇月〇〇日)

6 その他

記載例：有線電気通信法による届出

別紙様式第四（第4条関係）

有線電気通信設備変更届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

氏 名

〇〇市

市長 〇〇 〇〇

印

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

有線電気通信設備を下記により変更するので、有線電気通信法第3条第3項の規定に基づき、別紙の書類を添えて届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更に係る設備の届出年月日

注1 氏名を自筆で記載したときは、押印を省略できる。法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記載したときは、押印を省略できる。

注2 変更事項については、「有線電気通信の方式」、「設備の設置の場所」等と記載すること。

注3 変更により法第3条第2項各号に掲げる設備（第2条に掲げるものを除く。）に該当することとなるときは、別紙様式第三の書類を添えて提出すること。

注4 変更工事開始及び完了の予定年月日

別紙様式第五（第5条関係）

## 有線電気通信設備廃止届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

氏 名

〇〇市

市長 〇〇 〇〇

印

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

有線電気通信設備を下記により廃止したので、有線電気通信法施行規則第5条の規定に基づき、届け出ます。

### 記

- 1 廃止年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 廃止に係る設備の届出年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
(番号 )
- 3 設備の設置場所

記載例：一般放送の設備設置及び業務開始届

一般放送の設備設置及び業務開始届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

氏 名

〇〇市

市長

〇〇 〇〇

印

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

有線電気通信設備を設置して、一般放送の業務を行うので、有線電気通信法第3条第1項及び第2項並びに放送法第133条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

注 有線電気通信法第3条第2項各号に掲げる有線電気通信設備に該当しない有線電気通信設備及び有線電気通信法施行規則第2条に掲げる有線電気通信設備にあつては、「第2項並びに」の文字を抹消すること。

記

1 届出者

業務を執行する役員の氏名	資 本 の 額
〇〇 〇〇	— 千円

注1 「業務を執行する役員の氏名」欄には、市町村の場合は長。共聴組合の場合は代表者を記載すること。

2 「資本の額」欄には、記載を要しない。

3 届出者が共聴組合である場合は、団体の規約を添付すること。

2 設備場所

(1) ヘッドエンド及び主たる演奏所

区 別	設置場所
-----	------

受信空中線	〇〇県〇〇市〇〇
ヘッドエンド	〇〇県〇〇市〇〇

注1 設置の場所は、例えば、「(何) 県 (何) 市 (何) 町 (何) 丁目 (何) 番 (何) 号 (何) ビルの屋上」のように記載すること。

2 受信空中線がある場合は、その設置の場所を注1に準じて付記すること。

(2) 線路及び付近の道路

注 地図に記載すること

(3) 設備と工作物又は道路との関係

ア 電線等との 隔離距離	設備 付近の工作物		架空電線の支持物	単独柱の架空電線	共独柱の架空電線	屋内電線	地中電線	備考
	電線		/	0.3m	0.3m	/	/	/
	強電流電線	低圧	0.3m ( )	0.3 ( )	0.3 ( )	0.3m	m	
		高圧	0.3 ( )	0.5 ( )	0.5 ( )			
		特別高圧	( )	( )	( )			
建造物		/	0.3	0.3	/	/		
イ 道路等との 関係	設備 付近の道路及び工作物		架空電線 道路、鉄道又は軌道、横断歩道上の最低の高さ			備考		
	道路		5m					
	鉄道又は軌道		6					
	横断歩道橋		3					
	その他		5			河川横断 (水面上)		

注1 アの強電流電線の備考欄には、その種別（強電流ケーブル等）及び保護網（線）設置の有無を記載すること。また、付近の工作物の電線が裸電線であるときは、その旨を記載すること。

2 電車線に接近又は交差する場合は、アの強電流電線の欄の括弧内に記載すること。また、備考欄には、注1の要領で記載すること。

3 イの備考欄には、例えば、「歩道と車道との区別がある道路」のように記載すること。

4 設備の付近の道路、鉄道及び軌道の位置が明らかになるように記載した図等を添付すること。

3 設備の概要

機 械	(1)	ヘン ッド ド エ	種 類	台 数	備 考		
			〇〇〇〇	〇台			
	自装 主置 放 送	種 類	台 数	備 考			
			〇〇〇〇	〇台			
	中器 継 増 幅	種 類	台数	定格出力 レベル	備 考		
			〇台	〇〇dB $\mu$			
	分及 岐び 器タ 、ツ 分プ 配オ 器フ	種 類	台 数	備 考			
		〇台					
保 安 装 置	種 類	台 数	備 考				
		〇台					
線 路	(2)	線	架空及び地下の別	線 種	こ う 長	損 失	
		条	〇〇	〇〇	〇〇〇m		
	電 柱	種 類	数 量	共架電柱の相手方別数量			備 考
				電気通信 事業者	電気事業者	その他	
		木 柱	〇〇〇本	〇〇本	〇〇本	〇〇本	
		コンクリート柱	〇〇	〇〇	〇〇		
		鉄 柱					
そ の 他							
計	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇			
(3) 通電路	電 力	電 力	備 考				
		〇dBm					

信力の 回及電 線び圧 の線	電 圧	〇〇〇	
-------------------------	-----	-----	--

- 注1 (1) のヘッドエンドの種類欄には、例えば、「前置増幅器」、「受信増幅器」、「周波数変換器」、「変調器」のように記載すること。
- 2 (1) のヘッドエンドの備考欄には、ヘッドエンドの出力端子及び前置増幅器の定格出力レベル（単位 dB $\mu$ ）単位を記載すること。
- 3 (1) の自主放送装置の種類欄には、主たる演奏所に常置するもののみについて、例えば、スタジオカメラについては、「白黒式」、「カラー式」の別を、マイクロホンについては、「モノホニック式」、「ステレオホニック式」の別を、また、フィルム投射器については、「8ミリフィルム用」、35ミリスライド用」のように記載すること。
- 4 (1) の中継増幅器の種類欄には、例えば、「幹線増幅器」、「分岐増幅器」、「延長増幅器」のように記載すること。
- 5 (1) の分岐器（設備の線路に送られた電磁波を分岐する装置であつて、分配器及びタップオフでないものをいう。以下同じ。）、分配器（設備の線路に送られた電磁気を等分する装置であつて、タップオフでないものをいう。以下同じ。）及びタップオフの種類欄には、例えば、「分岐器（4分岐）」、「分配器（2分配）」、「タップオフ（4分岐）」、「タップオフ（2分配）」のように記載すること。
- 6 (1) の分岐器、分配器及びタップオフの備考欄には、引込端子の総数を記載すること。
- 7 (1) の保安装置の種類欄には、製品名及び製造者名を記載すること。
- 8 (1) の各機械の種類欄には、光電変換器がある場合は、例えば、「LD(1.5 $\mu$ m)」、「LED(0.85 $\mu$ m)」のように記載すること。
- 9 (2) の線条の線種欄には、例えば「7C-2V」、「6心GI型光ファイバケーブル」のように具体的に記載すること。
- 10 (2) の電柱の数量欄には、共架電柱以外の電柱の本数を記載すること。
- 11 (2) の電柱の木柱の備考欄には、共架電柱以外の木柱について、長さが6メートル以下であるもの及び長さが6メートルを超えるものであって元口から6メートルの位置における横断面の最も長い部分の長さが10センチメートル以下であるものの本数を再掲すること。
- 12 (3) の備考欄には、設備の通信回線が有線電気通信設備令施行規則（昭和46年郵政省令第2号）第2条第1項第4号及び第5号に掲げる場合に該当するものであるときは、その旨を記載すること。
- 13 (3) の電圧の欄に記載した値が実効値によらない場合は、その旨を付記すること。
- 14 受信空中線がある場合は、(1) のヘッドエンドの欄に記載し、備考欄に受信空中線の地上高（単位 m）を記載すること。

#### 4 工事開始及び設置の予定期日

工事開始予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

注 工事を要しない場合は、設置の日を記載すること。

5 業務の概要

(1) 一般放送の種類				
業 務	使用する周波数	用途	再放送の同意	同意を得た 放送事業者名
	NHK、〇〇テレビジ ョン放送局の放送の 同時再放送	〇〇〇MHz		
	〇〇〇			
(3) 業務区域	地図に記載のとおり			
放 送 番 組 に 関 す る 事 項	放送番組の編集の基準		放送時間	
	—		1日当たり 時間	
			主たる放送事項	
(5) 業務開始の 予定期日	—	(6) 業務開始時の受信 契約者の見込数	— ( )	

注1 (1)の一般放送の種類欄には、放送法施行規則第142条に掲げる一般放送の種類を記載すること。

(記載例)

一般放送の種類	有線一般放送—テレビジョン放送
	有線一般放送—ラジオ放送—告知放送業務

- 2 使用する周波数の欄には、ヘッドエンドの出力端子におけるものを記載すること。
- 3 (2)の用途の欄には、例えば、「NHK(何)テレビジョン放送局(総合)の放送の同時再放送」、「(何)社(何)テレビジョン音声多重放送局の放送の同時再放送」、「(何)社(何)テレビジョン文字多重放送局の放送の同時再放送」、「(何)社(何)一般放送の同時再放送」、「自主放送」のように記載すること。
- 4 (2)の再放送の同意の欄には、再放送をする場合に○印を付すとともに、同意を得た放送事

業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。(ただし、簡素化により省略することもできる。) ※

- 5 (3)の業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。
- 6 (4)の欄は記載を要しない。
- 7 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。

### 3 無線局免許申請書の作成

無線共聴施設を本事業により整備する場合には、電波法第6条第2項の規定による放送局の免許申請書の提出が必要となります。

申請書の提出の際には、電波法関係法令のほか別添の以下の手引きを参考にしてください。また、記載方法など不明な点につきましては、総務省（各総合通信局）にご相談をお願いします。

- 「山間地等における難視聴解消のための受信障害対策中継放送を行う放送局の免許申請手続について」

#### ◎無線局免許申請に当たっての留意点

- 1 ごく小さな電力で地上デジタルテレビジョン放送を行う無線設備に係る技術的条件が適用される範囲を拡大するため、及びギャップフィルターを特定無線設備として追加し簡易な免許手続を可能とするため、無線局免許手続規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則が改正されました。

これにより、簡易な免許手続による免許が可能となったほか、工事設計書の様式も改正されています。

詳細につきましては、各総合通信局放送課までご相談をお願いします。

- 2 また、ギャップフィルターの操作を、無線従事者の資格を要しない簡易な操作とするための規定の整備として、無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件（平成2年郵政省告示第240号）も改正されています。

### Ⅲ 交付決定について

本体マニュアルⅢを参照願います。

## IV 交付決定後について

### 1 申請の取り下げ

○情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱

(申請の取り下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第3号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

交付決定を受けた特定地方公共団体等が、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときには申請を取り下げることができます。

特定地方公共団体等が交付申請を取り下げる場合として考えられる要因は、以下のとおりです。

○交付決定額が交付申請額よりも大幅に下回っている場合

○補助対象設備等として申請したものが、補助対象外設備等として決定された場合

上記以外にも様々な取り下げ要因が考えられるため、取り下げるべき案件が発生したら総務省（各総合通信局）にご相談をお願いします。

記載例：交付申請取下げ届出書

様式第3号（第8条第2項関係）

〇〇〇番〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇総合通信局長 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇 印  
(注2)

平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金交付申請取下げ届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、同補助金〇〇, 〇〇〇千円の交付申請（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）を取り下げます。

記

- 1 補助事業の区分（注3）  
復興街づくりICT基盤整備事業（イ・一・A 共聴施設設置事業）
- 2 不服のある交付決定の内容又は交付の決定に付された条件  
法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。
- 3 理由  
交付決定額が交付申請額よりも大幅に下回っており、事業遂行が困難なため。

（注2）連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印  
と記載すること。

（注3）復興街づくりICT基盤整備事業にあつては、  
「復興街づくりICT基盤整備事業（ ）」  
と記載すること。  
（ ）内には、以下の事業から該当するものを記載すること。

ア デジタルテレビ中継局整備事業、イ・一・A 共聴施設設置事業、イ・一・B 共聴施設又は有線放送設備改修事業、イ・一・C 共聴施設等利用受信環境整備事業、イ・二 高性能アンテナ整備事業、ウ 地上ラジオ放送受信環境整備事業、エ ブロードバンド基盤整備事業、オ 公共施設等情報通信環境整備事業

## 2 契約

補助事業の各種契約（委託契約・請負契約等）の締結日は、総務省の交付決定通知日以降とし、単年度契約でなければなりません（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、補助金の対象事業費とは認められません。）。

契約形態については、地方自治法第 234 条、同法施行令第 167 条及び同条の 2 の規定により原則として一般競争入札、限定的に指名競争入札又は随意契約とすることとなっています。

なお、随意契約とする場合にはその理由がやむを得ないものであるかどうかを明確にしてください（交付申請の際に提出する「契約予定内容に関する調査票（別添 6）」に契約内容及び方法について記載してください。）。

また、法人、協議会等（共聴組合）、共聴施設運営主体又は受信者についても、一般競争に付することを前提としていますが、自治体のような内部規定はありません。したがって、一般競争に付することが困難として随意契約とする場合には、機器の個別単価が社会一般的な物価等に対して著しく乖離とならないよう注意をお願いします。

特に、交付申請時点において、複数業者から業者独自の見積りを徴取できていない事業については、競争入札や、それが困難な場合には必ず改めて見積りを徴取し、事業費の低廉化が図られる手法を経た上で、契約を行うようお願いします。

なお、本体マニュアルⅣ 1 も参照願います。

## 3 計画の変更等

### ○情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱

（変更等の承認）

第 9 条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第 4 号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）事業費の額の 20 パーセントを超える額を減額するとき。ただし、入札による減額を除く。

（2）補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第 5 号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第 6 号による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 大臣は、第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第4項の規定を準用するものとする。

計画の変更等については、次のとおりのほか、本体マニュアルIV2も参照願います。

(1) 計画変更承認が必要な内容

ア 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更（事業費の額の20パーセントを超える額を減額するとき。ただし、入札による減額を除く。）しようとするとき。

イ 事業内容を変更するとき（以下は事例）

・当初の交付決定の目的（申請書記載の整備事業の目的）を変更する、又は内容を大幅に変更する場合。

・事業実施後の受信点変更等の事情により事業費が増大し、交付決定額を1円でも上回った場合。

なお、様式第4号による変更承認申請を受理するとともに、変更理由書ほか変更内容が把握できる書類（様式については申請書に倣うこと）を確認してください。

(2) 軽微な変更

軽微な変更とは、当初の交付決定の目的・内容の変更を伴わない工事細部の変更を指します。なお、軽微な変更に当たるかどうかを含めて、交付決定の内容を変更する場合は、総務省（各総合通信局）に相談をお願いします。

変更の相談を行わずに事業内容を変更し、実績報告時に変更承認が必要な変更が明らかとなった場合、当該変更分については補助対象外となる場合があります。

なお、軽微な変更として認められる事例及び認められない事例は、以下のとおりです。

○認められる事例（交付決定額内であり目的の変更を伴わない場合に限る）

- ・有線伝送路のルート変更
- ・受信点の変更

○軽微な変更として認められない事例

- ・無線設備の改造
- ・送信点の変更

### （３）事業の中止、廃止について

特定地方公共団体等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負いますが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省（各総合通信局）に相談をお願いします。

### （４）事故報告について

補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、総務省（各総合通信局）に相談をお願いします。なお、補助事業の完了日とは工事の検査を完了した日（間接補助金の場合、特定地方公共団体等から法人、協議会等（共聴組合）、共聴施設運営主体又は受信者への支払いが完了した日）を指します。

### （５）交付決定の取消しについて

補助事業者の責に帰すべき場合には補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条、帰すことのできない場合には同法第 10 条により取り消すことがあります。

記載例：補助事業変更承認申請書

様式第4号（第9条第1項関係）

〇〇〇番〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇総合通信局長 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇 印  
(注2)



平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金補助事業の変更承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金補助事業の一部を変更する必要があるため、情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の区分（注3）  
復興街づくりICT基盤整備事業（イ・一・A 共聴施設設置事業）
- 2 変更事項及びその内容（注4）

(千円)

変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
内容	ケーブル長の変更	1, 000m	2, 000m
経費の配分	設備費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	用地取得費・道路費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	助成費		
	合計	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

- 3 変更を必要とする理由  
当初計画から受信できない世帯があることが判明したため。
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響  
特になし
- 5 添付書類  
補助事業の対象となる事業の概要（添付書類 様式第1号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料
- 6 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするとき



記載例：補助事業中止（廃止）承認申請書

様式第6号（第9条第4項関係）

〇〇〇番〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇総合通信局長 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇 印  
(注2)



平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金補助事業を中止（廃止）したいので、情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の区分（注3）  
復興街づくりICT基盤整備事業（イ・一・A 共聴施設設置事業）
- 2 中止（廃止）する事業内容  
補助事業による〇〇町の共聴施設の整備
- 3 事業を中止（廃止）する理由  
補助事業により〇〇町の共聴施設を整備する予定でしたが、町内の全世帯がCATVに加入したこと、遊休化した財産の維持管理費が大きいことから、当該補助事業を廃止します。

4 経費の支出額内訳（注4）

(千円)

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
設備費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
用地取得費・道路費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
助成費			
合計	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

5 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

- (1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- (2) 完了予定日 年 月 日

(注2) 連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印」

と記載すること。

(注3) 復興街づくりICT基盤整備事業にあつては、

「復興街づくりICT基盤整備事業（ ）」

と記載すること。

（ ）内には、以下の事業から該当するものを記載すること。

ア デジタルテレビ中継局整備事業、イ・一・A 共聴施設設置事業、イ・一・B 共聴施設又は有線放送設備改修事業、イ・一・C 共聴施設等利用受信環境整備事業、イ・二 高性能アンテナ整備事業、ウ 地上ラジオ放送受信環境整備事業、エ ブロードバンド基盤整備事業、オ 公共施設等情報通信環境整備事業

(注4) 経費区分については、補助事業の区分に応じて交付対象となるものを記載する。

記載例：補助事業事故報告書

様式第7号（第10条関係）

〇〇〇番〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇総合通信局長 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇 印  
(注2)



平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金補助事業事故報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の区分（注3）  
復興街づくりICT基盤整備事業（イ・一・A 共聴施設設置事業）
- 2 事故の内容及びその原因  
台風の直撃により工事中に仮止めしていたGFが倒された。
- 3 補助事業の現在の進捗状況  
最適な送信点を調査し、候補箇所を選定していたところ。
- 4 現在までに要した経費  
〇〇, 〇〇〇千円
- 5 事故に対してとった措置  
GFの修理と調査の継続を契約業者に要請
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定  
平成〇〇年〇〇月〇〇日（当初予定より1ヶ月遅延）

（注2）連携主体にあっては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印  
と記載すること。

（注3）復興街づくりICT基盤整備事業にあっては、  
「復興街づくりICT基盤整備事業（ ）」  
と記載すること。  
（ ）内には、以下の事業から該当するものを記載すること。

ア デジタルテレビ中継局整備事業、イ・一・A 共聴施設設置事業、イ・一・B 共聴施設又は有線放送設備改修事業、イ・一・C 共聴施設等利用受信環境整備事業、イ・二 高性能アンテナ整備事業、ウ 地上ラジオ放送受信環境整備事業、エ ブロードバンド基盤整備事業、オ 公共施設等情報通信環境整備事業

## 4 差金回収

○情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

差金回収については、次のとおりのほか、本体マニュアルIV3も参照願います。

### (1) 入札差金の回収手続き（入札差金の調査・報告）

限られた予算でより多くの要望団体を採択するために、入札差金を回収させていただきます。したがって、交付決定の際には、入札差金を回収する旨の条件を付すことがあるので留意してください。

交付要綱第11条に基づき交付決定済の特定地方公共団体等に対し入札差金の額の調査を行うものです。様式は様式第8号のとおりです。

### (2) 採択案件の交付決定額の変更

#### ア 交付決定額の変更

差金の回収に同意した特定地方公共団体等は総務省（各総合通信局）に対して交付決定額変更申し出の提出を行うこととし、総務省において交付決定額の変更通知を発出します。

#### イ 以降の手續きにおける留意点

交付決定額変更以降の手續き（例：実績報告）における申請額はすべて変更後の額を用いるようお願いいたします。

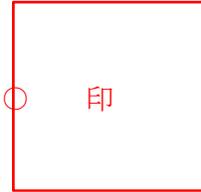
記載例：状況報告書

様式第8号（第11条関係）

〇〇〇番〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇総合通信局長 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇 印  
(注2)



平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金補助事業状況報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の区分（注3）  
復興街づくりICT基盤整備事業（イ・一・A 共聴施設設置事業）
- 2 交付決定額の進捗状況（注4）

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
設備費	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
用地取得費・道路費	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
助成費	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
合 計	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇

- 3 補助事業の遂行状況  
補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

(注2) 連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印」  
と記載すること。

(注3) 復興街づくりICT基盤整備事業にあつては、  
「復興街づくりICT基盤整備事業（ ）」  
と記載すること。  
( ) 内には、以下の事業から該当するものを記載すること。

ア デジタルテレビ中継局整備事業、イ・一・A 共聴施設設置事業、イ・一・B 共聴施設又は有線放送設備改修事業、イ・一・C 共聴施設等利用受信環境整備事業、イ・二 高性能アンテナ整備事業、ウ 地上ラジオ放送受信環境整備事業、エ ブロードバンド基盤整備事業、オ 公共施設等情報通信環境整備事業

(注4) 経費区分については、補助事業の区分に応じて交付対象となるものを記載する。

### 1 実績報告書の作成

○情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月5日のいずれか早い日までに、様式第9号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌会計年度の4月30日までに前項の報告書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

実績報告書（以下「報告書」という。）は、補助事業が交付決定内容に沿って遂行されているか確認するものです。

法人、協議会等（共聴組合）、共聴施設運営主体又は受信者へ補助金を交付する特定地方公共団体等では、特定地方公共団体等自ら補助金を交付する立場から補助事業が申請のとおり確実に執行され、その事実に基づいて報告書が作成されているか、以下により審査をお願いします。

なお、次によるほか、本体マニュアルV1も参照願います。

#### (1) 実施確認

報告内容が事実であるかどうかの確認を、直接出向くなどして、できる限り補助事業を実施した事実について目視をお願いします。

また、整備した機器は必ず「平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金事業」と表示されているかどうか確認してください。

注1：表示は、適宜のラベルを機器に直接貼付したものとします。（幹線ケーブル等は表札等で適宜表示）

また、共聴施設等利用受信環境整備事業の場合は表示を不要とします。

注2：実績報告した事実に基づいて、別途、総務省、会計検査院の実施検査等が行われる場合があります。その際、事実と反することが判明した場合、補助金の返還を求める場合がありますので注意してください。

#### (2) 報告書の審査

報告書の内容を次のポイントでチェックをお願いします。

ア 申請時の目的・内容と相違がないか。

交付申請書の目的・内容どおりに補助事業が完了していること。

イ 事業の内容等に変更がある場合、必要な手続きが行われており、変更承認の内容のとおり事業が完了しているか。

（あらかじめ承認を得ていない変更は認められないため、当該変更部分は補助対象外となりま

す。)

ウ 請求書（領収書）の内容は適正か。

エ 写真の機器は請求書（領収書）の機器と一致するか。

オ 図面は変更承認の内容と一致するか（ただし、交付申請時から変更された場合に限り。）

なお、上記ウ及びエについての具体的な審査については以下のとおり。

#### ◎請求書についての留意点

##### 1 はじめに

交付要綱では、施設整備工事代金等の「請求書の写し」又は「同領収書の写し」となっています。先に提出されている申請書に添付された見積書の明細と比較し、実績が交付申請の目的・内容と相違無いものかどうかを必ず確認してください。

##### 2 請求書（領収書）の内容について

(1) 留意事項（以下「請求書」には、「領収書」の内容を含む。）

ア 請求書は、実際に工事を請け負い、代金の支払いを請求する業者が作成したものとする。

イ 請求書は、請求額その他内訳等を記載した「請求書の写し」を提出すること。ただし、交付申請時の見積りと請求書の内容に差異がある場合には、詳細な内訳の提出を要するものとする。

ウ 人件費を含む場合、その内訳を可能な限り記載すること。

(2) 審査すべき内容

基本的には交付申請時に倣って審査してください。但し、以下の項目については、特に注意をお願いします。

ア 交付申請（変更承認があった場合は、変更承認申請）の内容と相違がないか。軽微な変更については、事前に総務省に確認をとった事項も含め、別添9の差異表に具体的な理由を記載すること。

イ 積算内容が適正か。

(ア) 縦計、横計を入れて積算に誤りはないか検査すること。

(イ) 内容を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく高い金額となっていないかどうか確認。

→機器類の金額（単価）が異常に高くなっていないか。

→管理費等の諸経費の割合が異常に高くないか。

(ウ) ○○一式△△円となっている場合、その内訳を可能な限り記載すること。

ウ 記載内容に誤りはないか。

・事業者名（代表者名、印も必要）

・日付（請求日は事業者が特定地方公共団体等へ実績報告を提出する日以前となっていること。）

・工事名（「平成○○年度（当初、補正）情報通信技術利活用事業費補助金」の表記があること。）

・請求金額

エ 補助対象とならない経費が含まれていないか確認すること。

オ その他

(ア) 明細の付属資料として機器の仕様書は不要。

(イ) 工事契約関係の書類の提出を交付要綱で義務付けていないが、それらの書類を提出してもらい、交付決定後に契約が行われているか確認すること。

### ◎添付写真についての留意点

#### 1 作成の考え方

整備した機器の事実について確認をお願いします。補助対象の範囲がどれかわかるよう赤枠で囲む等、印をつけてください。黒板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認してください。

以下の写真は不要とします。

- ・テレビ受像器による画質調整状況の写真
- ・材料検収用写真、作業前、作業中の写真

なお、補助事業すべての機器の写真を提出する必要はありませんが、特定地方公共団体等は可能な限り現地確認を行い、補助事業の実施状況を確認し、内容の把握に努めてください。

#### 2 写真作成の注意点

##### (1) 写真の種類

フィルム写真、デジタル写真によるカラー撮影とする。

(注) 写真は経年変色しない用紙で提出すること。

##### (2) 編さん方法

写真はクリアシート等で整理し、機器名、機器番号、設置場所等の説明を各写真の見出しに入れてください。なお、写真に補助事業により整備した機器と別の機器が混在して写っている場合は、どの機器かがわかるように、クリアシートの上、若しくは写真に油性サインペン等で囲んでください。

#### 3 撮影方法

すべての機器について写真を撮る必要はありません。受信点・送信点、増幅器、ケーブル分岐ポイントなど全体の配線構成が理解できる程度でお願いします。

### (3) 提出書類

実績報告書は次の順に編さんしてください。

ア 実績報告書（交付要綱様式第9号）

イ 契約書の写し

ウ 領収書（又は請求書）の写し

エ 積算書（別添8）

オ 差異表（別添9）

カ 写真（工事着工前の受信設備状況の写真及び当該設備等の完成写真）

（工事着工前の受信設備状況の写真は、共聴施設等利用受信環境整備事業、高性能アンテナ整備事業に限ります。）

キ 図面（ただし、交付申請時から変更された場合に限る。）

ク 有線電気通信法第3条の規定に基づく届出の写し（補助事業により届出等を要した場合に限

る。)

(注1) 報告書表紙の内容、事業の目的・概要、請求書(内訳)等は内容を必ず一致させること。

(注2) 補助事業に関連、若しくは、重複する国の事業がある場合は、その区分が分かる施設概要図に各々の補助事業の対象箇所が分かるように色分け等をお願いします。また単独事業がある場合や既存設備を活用する場合も同様をお願いします。

#### (4) 提出方法

特定地方公共団体等は、補助事業が完了した日から1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月5日のいずれか早い日までに各総合通信局へ「(3) 提出書類」に掲げる書類の提出をお願いします(ただし、特定地方公共団体等はできるだけ早期の提出に努めてください。修正期間を考えると締め切り日の2週間前までに提出することが望ましいと考えます。締め切り日時点での提出書類の内容が不十分である場合は、補助金支給が滞る場合がありますので注意をお願いします。)

(注) 事業が完了した日：交付決定の対象となった事務事業が完全に終了したとき(交付対象工事の竣工時=特定地方公共団体等が工事の検査を完了した日)。間接補助金の場合、特定地方公共団体等から法人、協議会等(共聴組合)、共聴施設運営主体又は受信者への支払いが完了した日(支払命令年月日ではないので注意のこと)。

記載例：実績報告書

様式第9号（第12条第1項関係）

（復興街づくりICT基盤整備事業のうち、イ・一・A 共聴施設設置事業、イ・一・B 共聴施設又は有線放送設備改修事業の場合）

〇〇〇番〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇総合通信局長 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇 印  
(注1)

平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金補助事業（年度終了）実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成〇〇年度における実績について、情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の区分（注2）

復興街づくりICT基盤整備事業（イ・一・A 共聴施設設置事業）

2 補助事業の実施状況

国庫補助希望額を（ ）書で記載して下さい

交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇,〇〇〇		(〇, 〇〇〇)

(千円)

3 事業の実施状況（注3）

事業内容	施設の設置場所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 ※有線共聴の場合は受信点。無線共聴の場合は受信点及び送信点。 工事施工業者名：〇〇〇〇株式会社 施設の利用見込み ※利用予定サービス名 ※利用予定事業者名 ※サービスエリア ※サービス開始（予定）年月日 をそれぞれ記載。
開始日	平成〇〇年〇月〇〇日
完了日	平成〇〇年〇月〇〇日

間接補助事業の場合は、法人、協会等（共聴組合）、共聴施設運営主体への支払いが完了した日

契約日を記載。

4 事業収支総括表

(円)

収 入			
	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
補 助 金	平成〇〇年〇月〇日 〇, 〇〇〇, 〇〇〇		(〇, 〇〇〇) ※精算払希望額を ( ) 書きで記載。
都道府県、市町村又は 一般社団法人等の負担額	予 算 額		実 績 額
借 入 金			
事業者等の負担金			
自 己 資 金			
その他 ( ) (注4)	〇, 〇〇〇, 〇〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇〇
小 計	〇, 〇〇〇, 〇〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇〇
合 計	〇, 〇〇〇, 〇〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇〇

(千円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実績額 (支出額合計)
設備費	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
用地取得費・道路費	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
助成費	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
合計	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇

- 5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇千円  
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し  
 ※間接補助の場合、特定地方公共団体等が共聴組合等に支払ったことを証する書類の写しを添付して下さい。
- (2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

(注1) 連携主体にあつては、  
 「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表  
 市町村長 印 」  
 と記載すること。

(注2) 復興街づくりICT基盤整備事業にあつては、  
 「復興街づくりICT基盤整備事業 ( )」  
 と記載すること。  
 ( ) 内には、以下の事業から該当するものを記載すること。

ア デジタルテレビ中継局整備事業、イ・一・A 共聴施設設置事業、イ・一・B 共聴施設又は有線放送設備改修事業、イ・一・C 共聴施設等利用受信環境整備事業、イ・二 高性能アンテナ整備事業、ウ 地上ラジオ放送受信環境整備事業、エ ブロードバンド基盤整備事業、オ 公共施設等情報通信環境整備事業

(注3) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

(注4) 財源の内容を記載すること。

様式第9号（第12条第1項関係）

（復興街づくりICT基盤整備事業のうち、共聴施設等整備事業（イ・一・C 共聴施設等利用受信環境整備事業、イ・二 高性能アンテナ整備事業に限る。）の場合）

〇〇〇番〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇総合通信局長 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇 印  
(注1)

平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金補助事業（年度終了）実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成〇〇年度における実績について、情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の区分（注2）

復興街づくりICT基盤整備事業（イ・一・A 共聴施設設置事業）

2 補助事業の実施状況

国庫補助希望額を（ ）書で記載して下さい

交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇,〇〇〇		(〇, 〇〇〇)

(千円)

3 事業の実施状況（注3）

事業内容	施設の設置場所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇※高性能アンテナ整備事業の場合は、受信アンテナの所在地を記載。また、他の受信設備より信号供給を受ける場合は接続点の所在地及び接続の相手先を記載。 工事施工業者名：〇〇〇〇株式会社 施設の利用見込み（共聴施設等利用受信環境整備事業に限ります。） ※利用予定サービス名 ※利用予定事業者名 ※サービスエリア ※サービス開始（予定）年月日 をそれぞれ記載。
開始日	平成〇〇年〇月〇〇日
完了日	平成〇〇年〇月〇〇日

間接補助事業の場合は、法人、協議会等（共聴組合）、共聴施設運営主体、受信者への支払いが完了した日

契約日を記載。

4 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
		平成〇〇年〇月〇日 〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
都道府県、市町村又は 一般社団法人等の負担額	予 算 額		実 績 額
借 入 金	〇, 〇〇〇, 〇〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇〇
事業者等の負担金			
自 己 資 金			
その他 ( ) (注4)	〇, 〇〇〇, 〇〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇〇
小 計	〇, 〇〇〇, 〇〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇〇
合 計	〇, 〇〇〇, 〇〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇〇

(千円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実績額 (支出額合計)
助成費	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇

※助成費の内訳として、「設備費」及び「用地取得費・道路費」を追記願います。

- 5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇千円  
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
- (2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

(注1) 連携主体にあっては、

「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表  
 市町村長 印 」

と記載すること。

(注2) 復興街づくりICT基盤整備事業にあっては、

「復興街づくりICT基盤整備事業 ( )」

と記載すること。

( ) 内には、以下の事業から該当するものを記載すること。

ア デジタルテレビ中継局整備事業、イ・一・A 共聴施設設置事業、イ・一・B 共聴施設又は有線放送設備改修事業、イ・一・C 共聴施設等利用受信環境整備事業、イ・二 高性能アンテナ整備事業、ウ 地上ラジオ放送受信環境整備事業、エ ブロードバンド基盤整備事業、オ 公共施設等情報通信環境整備事業

(注3) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

(注4) 財源の内容を記載すること。

別添8 積算書（V1（3）工関係）

積算書（記載例）

件名：平成25年度情報通信技術利活用事業費補助金事業

地域：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇地区

見積額（全体）

¥7,195,403 円（消費税含む）

見積総括表

番号	名称	仕様	単位	数量	単価	合 価	適 用
	〇〇共同受信施設地上デジタル放送導入工事	—					
(1)	施設・設備費		式	1	—	6,767,327	工事範囲指示による
	ア 施設・設備の設置に要する経費		式	1	—	6,567,535	
	イ ア以外の設置に要する経費		式	1	—	0	
	ウ 附帯工事費		式	1	—	199,792	
(2)	用地取得費・道路費		式	1	—	0	工事範囲指示による
	ア (1)の整備に要する経費		式	1	—	0	
	イ 附帯工事費		式	1	—	0	
(3)	一般管理費等		式	1	—	85,438	
	端数整理(値引き)					0	
(4)	消費税 ((1)+(2)+(3)) × 5%		式	1	—	342,638	
	合 計					7,195,403	

■積算書内訳(記載例)

工事内容		数量	単位	単価	計
受信点工事費					2,470,389
1	アンテナ柱	バンザマスト(R17)	(関連資材を含む)	1 式	107,380 107,380
2		鋼管柱 スレート式 8m	(関連資材を含む)	1 式	35,490 35,490
3		支線		1 本	4,900 4,900
4		片足場		1 本	520 520
5	アンテナマスト		(関連資材を含む)	1 式	27,210 27,210
6	受信アンテナ	20素子Alch(アルミ)		1 基	25,910 25,910
7	プリアンプ(前置増幅器)			1 台	39,230 39,230
8	フィルター			1 個	93,270 93,270
9	混合器			1 個	34,840 34,840
10	分配器(分岐器)			1 個	10,610 10,610
11	ヘッドアンプ	チャンネルプロセス、5波用		1 台	1,164,420 1,164,420
12		ブロックコンバータ		1 台	557,420 557,420
13		レベル調整器		1 台	256,970 256,970
14	パイロット信号発生器			1 台	58,670 58,670
15	同軸ケーブル	7C相当		1 m	260 260
16	防水同軸コネクタ			1 個	1,110 1,110
17	同軸フィッティングコネクタ	FTコネクタ		1 個	3,520 3,520
18	避雷(接地)材料			1 式	24,200 24,200
19-1	その他	(具体的に記入)		1	0 0
19-2	その他	(具体的に記入)		1	0 0
19-3	その他	(具体的に記入)		1	0 0
20	その他雑材料	上記合計の %程度		1 %	24,459 24,459
電源工事費					692,254
1	電源	電源供給装置(90VA)		1 台	121,010 121,010
2		電源供給装置(320VA)		1 台	267,770 267,770
3		電源挿入器		1 個	37,140 37,140
4		減圧器		1 個	103,950 103,950
5		昇圧器		1 個	126,040 126,040
6	受電工事	新規・契約変更		1 式	29,490 29,490
6-1	その他	(具体的に記入)		1	0 0
6-2	その他	(具体的に記入)		1	0 0
7	その他雑材料			1 %	6,854 6,854
伝送路工事費					1,828,151
1	自営柱	鋼管柱 スレート式 8m	(関連資材を含む)	1 本	35,490 35,490
2		鋼管柱 シェッド式 7m	(関連資材を含む)	1 式	32,090 32,090
3		支線		1 本	4,900 4,900
4		片足場		1 本	520 520
5	架空工事		(関連資材を含む、ハフラシク)	1 スパン	10,510 10,510
6	埋設工事	埋設管なし	(関連資材を含む)	1 m	1,010 1,010
7	増幅器	増幅器	U又はV、UV	1 台	182,260 182,260
8		幹線増幅器	U又はV、UV	1 台	201,000 201,000
9		延長増幅器	U又はV、UV	1 台	78,100 78,100
10	同軸ケーブル	5C相当		1 m	90 90
11		7C相当		1 m	210 210
12		10C相当		1 m	470 470
13	防水同軸コネクタ			1 個	3,520 3,520
14	同軸フィッティングコネクタ	FTコネクタ		1 個	4,000 4,000
15	BON・ATT・変換接続			1 個	5,680 5,680
16	光送信機	3dBm		1 台	481,030 481,030
17	光ファイバー	電源線付4芯		1 m	370 370
18		角線付き8芯		1 m	680 680
19	光受信機			1 台	234,750 234,750
20	光増幅器			1 台	475,750 475,750
21	保安器			1 個	7,200 7,200
22	V-ONU			1 個	18,000 18,000
23	引き込み線(5C相当)	同軸ケーブル5C相当		1 m	140 140
24	引き込み線(7C相当)	同軸ケーブル7C相当		1 m	260 260
25	タップオフ			1 個	32,020 32,020
26-1	その他	(具体的に記入)		1	0 0
26-2	その他	(具体的に記入)		1	0 0
26-3	その他	(具体的に記入)		1	0 0
27	その他雑材料			1 %	18,101 18,101
付帯工事費					1,776,533
1	労務費			1 式	— 1,576,741
2	諸経費	受信点徒行費		1 式	— 1,000
3		調査費		1 式	— 124,781
4		設計費		1 式	— 1
5		完了検査、報告書作成		1 式	— 74,000
6-1	申請代行費1	再放送同意		1 式	1 1
6-2		申請・設備変更届		1 式	1 1
7		申請代行費2	兵庫、京都、河内、嵯峨野線、京阪線等	1 箇所	1 1
8	共架料			1 式	— 6
9	共架柱改修費			1 式	— 1
一般管理費等					85,438
1	現場管理・共通仮設費			1 %	— 17,765
2	一般管理費			1 %	— 67,673
小計					6852765
振替整理(値引き)					
計					6852765
消費税					342,638
合計					7,195,403

■ 附帯工事費内訳(記載例)

工事内容	数量	単位	価格(円)	
			単価	計
1 労務費		式		1,576,741
1-1 受信点工事費等				
労務費				
技術者	0.000	人日	24,800	0
技術員	7.442	人日	19,900	148,103
電工	18.986	人日	15,800	299,980
作業員	24.024	人日	12,900	309,909
日当				
技術者	0.000	人日	2,080	0
技術員	7.442	人日	1,720	12,800
電工	18.986	人日	1,610	30,567
作業員	24.024	人日	1,560	37,477
宿泊				
技術者	1	泊	9,000	9,000
技術員	1	泊	9,000	9,000
電工	1	泊	9,000	9,000
作業員	1	泊	9,000	9,000
交通費				
固定費	※1	式	1,529	1,529
走行費[km]	※1	式	970	970
交通費(JR、船賃等)	※2	式	0	0
有料道路料金	※3	式	0	0
1-2 電源工事費・伝送路工事等		式		
労務費				
技術者	0.420	人日	24,800	10,416
技術員	7.569	人日	19,900	150,632
電工	19.693	人日	15,800	311,151
作業員	9.904	人日	12,900	127,756
日当				
技術者	0.420	人日	2,080	873
技術員	7.569	人日	1,720	13,019
電工	19.693	人日	1,610	31,705
作業員	9.904	人日	1,560	15,449
宿泊				
技術者	1	泊	9,000	9,000
技術員	1	泊	9,000	9,000
電工	1	泊	9,000	9,000
作業員	1	泊	9,000	9,000
交通費				
固定費	※1	式	1,471	1,471
走行費[km]	※1	式	934	934
交通費(JR、船賃等)	※2	式	0	0
有料道路料金	※3	式	0	0
2 受信点徒行費		式		1,000
距離	1	km		
員数	1	人日	1,000	1,000
3 調査費		式		124,781
受信点調査	1	式	120,550	120,550
自立・共架柱	1	本	3,120	3,120
宅内調査実施数	1	軒	1,111	1,111
4 設計費		式		1
工事設計	1	式	1	1
8 共架料(H27.3.31まで)	年・月・日数	式		6
共架柱1	1年	1本	1	1
共架柱1	1月	1本	1	1
共架柱1	1日	1本	1	1
共架柱2	1年	1本	1	1
共架柱2	1月	1本	1	1
共架柱2	1日	1本	1	1
6-1 申請代行費1		式		1
再放送同意	1	式	1	1
申請・設備変更	1	式	1	1
9 申請代行費2		式		1
共架、道路・架線・鉄道横断	1	式	1	1
共架柱改修費	1	式	1	1

※有料道路を使用の場合は、使用区間を記載すること



■附帯工事費内訳(記載例)

工事内容	申請				実績				差異理由
	数量	単位	価格(円)		数量	単位	価格(円)		
			単価	計			単価	計	
1 労務費		式				式			
1-1 受信点工事費等									
労務費		人日				人日			
日当		人日				人日			
宿泊		泊				人日			
交通費									
固定費 ※1		式				式			
走行費[km] ※1		式				式			
交通費(JR、船賃等) ※2		式				式			
有料道路料金 ※3		式				式			
1-2 電源工事費・伝送路工事等		式				式			
労務費		人日				人日			
日当		人日				人日			
宿泊		泊				人日			
交通費									
固定費 ※1		式				式			
走行費[km] ※1		式				式			
交通費(JR、船賃等) ※2		式				式			
有料道路料金 ※3		式				式			
2 受信点徒行費		式				式			
距離		km				km			
員数		人日				人日			
3 調査費		式				式			
受信点調査		式				式			
自立・共架柱		本				本			
宅内調査実施数		軒				軒			
4 設計費		式				式			
工事設計		式				式			
8 共架料(H28.3.31まで)	年・月・日数	式				式			
共架柱1	年	本				本			
共架柱2	月	本				本			
共架柱2	日	本				本			
共架柱2	年	本				本			
共架柱2	月	本				本			
共架柱2	日	本				本			
6-1 申請代行費1		式				式			
再放送同意		式				式			
申請・設備変更届		式				式			
9 申請代行費2		式				式			
共架・道路・架線・鉄道横断		式				式			
共架柱改修費		式				式			

※有料道路を使用の場合は、使用区間を記載すること

※1 交通費(固定費・走行距離)

	数量	単位	価格(円)		数量	単位	価格(円)		差異理由
			単価	計			単価	計	
固定費		日				日			
走行距離		片道[Km]				片道[Km]			

※2 交通費(電車・フェリー等)

使用区間 (○○～○○ △△km)	数量	単位	価格(円)		数量	単位	価格(円)		差異理由
			単価	計			単価	計	
合計									
		片道				片道			
		片道				片道			

※3 有料道路料金

使用区間 (○○～○○ △△km)	数量	単位	価格(円)		数量	単位	価格(円)		差異理由
			単価	計			単価	計	
合計									
		片道				片道			
		片道				片道			

## 2 額の確定と支払い

### ○情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱

#### (額の確定等)

第13条 大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (支払)

第14条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、大臣が必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第11号による補助金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付する補助事業を行う場合であって、第1項ただし書により補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを間接補助事業者に交付しなければならない。

総務省（各総合通信局）から「額の確定通知」により補助金額が通知されます。これを受けて特定地方公共団体等又はその連携主体では、交付要綱第14条第2項に定める「平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金精算（概算）払請求書」（様式第11号）を、各総合通信局を通じて提出してください。

総務省では、提出された書類を確認させていただいた後、申請時に提出された「口座設置届」の口座に補助金を振り込みます。

なお、本体マニュアルV2（1）も参照願います。

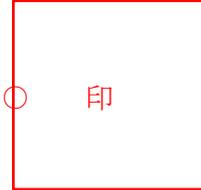
記載例：精算（概算）払請求書

様式第11号（第14条第2項関係）

〇〇〇番〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇総合通信局長 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇 印  
(注2)



平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金精算（概算）払請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金の精算払（第〇回概算払）を受けたいので、情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

記

- 1 補助事業の区分（注3）  
復興街づくりICT基盤整備事業（イ・一・A 共聴施設設置事業）
- 2 請求（返還）金額 金〇〇, 〇〇〇千円也
- 3 内 訳（注4、注5）

(千円)

経費区分	交付決定額	確定額 A	概算払受領額 B	差引請求（返還） 額 A-B
設備費	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
用地取得費・道路費	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
助成費	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
合計	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇

(概算払の場合) (注4、注5)

(千円)

経費区分	交付決定額 A	前回までの概算 払受領額B	今回請求額 C	残 額 A-B-C
設備費	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
用地取得費・道路費	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
助成費	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
合計	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇

(注2) 連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印 」

と記載すること。

(注3) 復興街づくりICT基盤整備事業にあつては、  
「復興街づくりICT基盤整備事業（ ）」  
と記載すること。  
（ ）内には、以下の事業から該当するものを記載すること。

ア デジタルテレビ中継局整備事業、イ・一・A 共聴施設設置事業、イ・一・B 共聴施設又は有線放送設備改修事業、イ・一・C 共聴施設等利用受信環境整備事業、イ・二 高性能アンテナ整備事業、ウ 地上ラジオ放送受信環境整備事業、エ ブロードバンド基盤整備事業、オ 公共施設等情報通信環境整備事業

(注4) 経費区分については、補助事業の区分に応じて交付対象となるものを記載する。

(注5) 負の金額には△印を付すこと。

### 3 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

○情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第12号の報告書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第13条第4項の規定は、前項の返還について準用するものとする。

特定地方公共団体等又は法人、協議会等（共聴組合）、共聴施設運営主体又は受信者では、補助事業完了後、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに交付要綱第16条の規定により「平成〇〇年度消費税額の額の確定に伴う報告書」（様式第12号）を総務省（各総合通信局）に提出をお願いします。

総務省では、この報告書を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めることとします。特別会計で運営するなど課税対象の特定地方公共団体等は報告書の提出が必要となるので注意してください。

なお、本体マニュアルV2（2）も参照願います。

(※) 事業主体が法人、協議会等（共聴組合）、共聴施設運営主体又は受信者の場合、消費税が控除できる場合（消費税法第9条第4項）もあるため、確認をお願いします。

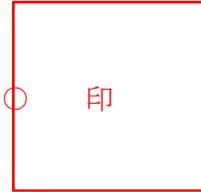
記載例：消費税の額の確定に伴う報告書

様式第12号（第16条第1項関係）

〇〇〇番〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇総合通信局長 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇 印  
(注2)



平成〇〇年度消費税額の額の確定に伴う報告書

情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の区分（注3）  
復興街づくりICT基盤整備事業（イ・一・A 共聴施設設置事業）
- 2 補助金額（交付要綱第13条第1項による額の確定額） 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 3 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 4 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 5 補助金返還相当額（3-2） 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

（注2）連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印」  
と記載すること。

（注3）復興街づくりICT基盤整備事業にあつては、  
「復興街づくりICT基盤整備事業（ ）」  
と記載すること。  
（ ）内には、以下の事業から該当するものを記載すること。

ア デジタルテレビ中継局整備事業、イ・一・A 共聴施設設置事業、イ・一・B 共聴施設又は有線放送設備改修事業、イ・一・C 共聴施設等利用受信環境整備事業、イ・二 高性能アンテナ整備事業、ウ 地上ラジオ放送受信環境整備事業、エ ブロードバンド基盤整備事業、オ 公共施設等情報通信環境整備事業

（注4）別紙として積算の内訳を添付すること。

## 4 補助金事業の経理等

○情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱

(補助事業の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

### (1) 補助金事業の経理

経理は明確に区分し収支の状況を会計帳簿により明らかにしていただき、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

なお、本体マニュアルV2(3)も参照願います。

### (2) 補助事業で整備した物品の管理

各物品には、必ず「平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金事業」等の表示(適宜のラベルを機器に直接貼付)を行い、整備した物品の所在を速やかに目視・確認できるよう、お願いします(財産管理台帳の類を作成しておくことが望ましいと考えています)。

なお、本体マニュアルV2(4)も参照願います。

## 5 財産処分

○情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱

(間接補助金交付決定の際に付す条件)

第18条 補助事業者は、間接補助事業者に対し補助金の交付決定を行うときは、第8条から前条まで及び第20条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産等」という。)について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者である特定地方公共団体の長(補助事業者が連携主体である場合は、当該連携主体を代表する地方公共団体の長。次項において同じ。)の承認を受けなければならないこと(大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)

(2) 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

(3) 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 間接補助事業者が間接補助事業を遂行するために契約を締結するときは、地方自治法第234条の規定に準ずるものとする。

2 補助事業者は、前項により付した条件に基づき特定地方公共団体の長が承認又は指示をする場合は、あらかじめ様式第13号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受

なければならない。

- 3 補助事業者は、第1項第2号により間接補助事業者から補助事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

第19条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第13号による承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第20条 第18条第2項及び前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第13号による届出書の提出をもって大臣の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

#### 情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱について【補足事項】

平成25年5月10日

##### 1 財産の処分制限期間について

- (1) 交付要綱第18条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において規定される耐用年数に相当する期間とする。
- (2) 交付要綱第19条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則に定めるところによるものとする。

##### 2 交付対象施設等について

- (1) 交付要綱別表の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- (2) 交付要綱別表の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。

##### 3 財産処分について

- (1) 交付要綱第19条第2項の収入には、補助事業の実施により預金利息が生じた場合における利息を含むものとする。ただし、交付要綱第12条の報告の際に当該利息相当額を減額して報告した場合は、この限りでない。
- (2) 交付要綱第20条で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。
- ア 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物の取壊し並びに建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄である場合

- イ 間接補助事業者から補助事業者たる地方公共団体への無償の転用である場合
- ウ 連携主体に属する地方公共団体から同一の連携主体に属する他の地方公共団体への無償の転用である場合
- エ 補助事業完了後10年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を、公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。  
地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研究施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設、（児童館等）、老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎
- オ 現に補助金が交付又は交付決定されている補助事業において、特定地方公共団体が抱える課題を情報通信技術の利活用を通じて効率的・効果的に解決し、被災地域の復興を促進するため、補助事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該補助事業者以外の者に利用させる場合
- カ 応急仮設住宅の入居者が当該応急仮設住宅に入居している間のみ使用するための設備であって、かつ、当該応急仮設住宅と一体となって使用される設備である場合に、当該応急仮設住宅の撤去に伴い補助事業の目的を達成した場合であって、補助事業者が処分するものである場合
- キ 復興街づくりICT基盤整備事業（ブロードバンド基盤整備事業、公共施設等情報通信環境整備事業を除く。以下同じ。）により設置した無線通信用施設及び設備が所在する都道府県又は市町村について、都道府県、市町村及び都道府県又は市町村の連携主体への無償による転用であること。
- ク 上記ア～キ以外の場合であって、当該補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障なく、かつ電波の適正な利用の確保に資すると認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合
- (ア) 復興街づくりICT基盤整備事業により整備されたテレビジョン放送用施設・設備に、当該施設・設備から放送している特定地上基幹放送事業者以外の放送事業者が放送を行うための施設・設備を追加する場合
- (イ) 復興街づくりICT基盤整備事業により整備された共聴施設に、当該共聴施設において再放送している放送以外の放送を再放送するための施設・設備を追加する場合
- (ウ) 国又は地方公共団体の行政目的を遂行するために防災行政無線等の電気通信設備を設置する場合
- (エ) 復興街づくりICT基盤整備事業により整備された地上デジタルテレビ放送用施設・設備に、難視聴解消を目的として、当該施設・設備から放送している放送の放送区域を変更するための施設・設備を追加する場合
- (オ) 復興街づくりICT基盤整備事業により整備された地上デジタルテレビ放送用施設及び設備若しくは受信設備に、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年11月25日総基移第380号）における無線システム普及支援事業のうちデジタル混信対策事業又はデジタル放送用周波数再編対策事業により整備する地上デジタルテレビ放送用施設及び設備若しくは受信設備を追加又は交換する場合
- ケ 復興街づくりICT基盤整備事業により整備された施設又は設備（周波数割当計画（平成20年12月24日総務省告示第714号）において周波数の使用の期限が定められたものに限る。）が周波数の使用を停止する場合であって、当該事業により取得した財産を譲渡、取壊し又は廃棄する場合
- (3) 交付要綱第21条の規定により財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合における納付金額は、残存価値額（処分する施設又は設備に係る補助額に、当該施設又は設備の処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額）とする。

#### 4 その他

交付要綱に定める様式第1号から様式第13号までの用紙は、日本工業規格A列4番によるものとする（添付書類を除く。）。

別 紙

交付要綱別表の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

- 1 電柱
- 2 接地線
- 3 屋外照明施設
- 4 マンホール
- 5 空調設備
- 6 監視設備
- 7 航空標識灯設備
- 8 消火設備
- 9 水道施設
- 10 貯水タンク
- 11 ろか器
- 12 洗面・手洗施設
- 13 仮眠施設
- 14 モニターテレビ
- 15 修理工具
- 16 混信対策防止装置
- 17 ゴーストキャンセラー
- 18 中継用固定無線装置
- 19 地下埋設設備
- 20 構内柱
- 21 予備送受信機
- 22 1 から 2 1 までに掲げるものに類する施設・設備

補助事業により整備した設備を処分する際には、総務大臣の承認が必要となりますが、次のいずれかに該当する場合には承認は必要ありません。

- 整備した財産の取得価格が 50 万円未満のもので、補助金等の交付の目的を達成するために特に必要がないと認められるもの。
- 整備した財産の処分制限期間が総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）別表に定める処分制限期間を経過した場合

また、処分の際（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするとき）には総務省（各総合通信局）へのご相談をお願いいたします。

なお、本体マニュアル V 2（5）も参照願います。

◎補助事業により整備された財産と処分制限期間について（総務省所管補助金等交付規則 別表）

- 鉄塔及び鉄柱
  - ・円筒空中線式のもの 30年
  - ・その他のもの 40年
- 鉄筋コンクリート柱 42年
- アンテナ 10年
- 接地線及び放送用配線 10年
- 放送業用設備 6年

記載例：財産処分承認申請（届出）書

様式第13号（第18条第2項、第19条第1項、第20条、第21条第1項関係）

〇〇〇番〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇総合通信局長 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇 印  
(注2)



承認申請  
平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金に係る財産処分届 出書

平成〇〇年度において、情報通信技術利活用事業費補助金により取得した施設又は設備の財産処分を申請します。  
行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 補助事業の区分（注3）  
復興街づくりICT基盤整備事業（
- 2 処分の内容  
（取得財産の目的外使用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）  
目的外使用
- 3 処分の理由  
補助金により構築した鉄柱に衛星アンテナを設置するため。
- 4 取得財産の概要
  - (1) 施設又は設備の名称  
〇〇〇〇共聴
  - (2) 施設又は設備の設置者（事業主体）の名称  
〇〇市
  - (3) 施設又は設備の所在地  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
  - (4) 事業費

(ア) 国庫補助金	〇, 〇〇〇千円
(イ) 都道府県負担金	—
(ウ) 市町村負担金	〇, 〇〇〇千円
(エ) 一般社団法人等負担金	—
(オ) 電気通信事業者事業者負担金	—
(カ) その他法人等負担金	〇〇千円

## 5 処分の概要

### (1) 処分しようとする相手方（注4）

—

### (2) 処分しようとする財産の範囲

（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）

鉄柱

### (3) 処分の期間（注4）

処分制限期間まで

### (4) 処分の条件（注4）

（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年総官会第790号）に定める額を記入する。）

無償

## 6 添付書類

間接補助事業者から都道府県に対する承認申請・届出書の写し（間接補助事業の場合に限る。）

## 7 放送の再放送サービスの運用開始日（注4）

—

（注2）連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長

印

と記載すること。

（注3）復興街づくりICT基盤整備事業にあっては、

「復興街づくりICT基盤整備事業（ ）」

と記載すること。

（ ）内には、以下の事業から該当するものを記載すること。

ア デジタルテレビ中継局整備事業、イ・一・A 共聴施設設置事業、イ・一・B 共聴施設又は有線放送設備改修事業、イ・一・C 共聴施設等利用受信環境整備事業、イ・二 高性能アンテナ整備事業、ウ 地上ラジオ放送受信環境整備事業、エ ブロードバンド基盤整備事業、オ 公共施設等情報通信環境整備事業

（注4）取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

## VI 補助事業の構築について

本体マニュアルVIを参照願います。

## Ⅶ 申請書等に関するお問い合わせについて

補助金に関する申請書その他関係法律に係る申請、届出等につきましては、各総合通信局にご相談の上、提出をお願いします。

### 1 提出先について

補助金に関する申請書等については、本体マニュアルⅡ 10を参照願います。

なお、その他の関係法律に係る申請、届出等につきましては、以下のとおりです。

		有線電気通信法 (注1)	放送法 (注2)	電波法 (注3)
		有線電気通信設備 設置届その他関係 書類	放送法による一般放 送業務の登録、業務開 始届その他関係書類	無線局免許申請書その他 関係書類
北海道総合 通信局	放送課	—	—	△
	有線放送課	○●	○	—
	電気通信事 業課	△	—	—
東北総合通 信局	放送課	●	—	△
	有線放送課	○	○	—
	電気通信事 業課	△	—	—
関東総合通 信局	放送課	—	—	△
	有線放送課	○●	○	—
信越総合通 信局	放送課	○●	○	△
	電気通信事 業課	△	—	—

◎：有線共聴施設及び無線共聴施設（共聴施設等利用受信環境整備）、○：有線共聴施設、△：無線共聴施設

●：高性能アンテナ

(注1) 有線共聴施設については、引込端子数が500以下。無線共聴施設、高性能アンテナについては、端子数にかかわらず、対象となります。(有線共聴施設であって、引込端子数が51～500のものは、届出に当たって特例様式を使用することができます。)

(注2) 有線共聴施設であり、かつ、引込端子数が501以上のものが対象となります。

(注3) 無線共聴施設が対象となります。

## 2 各総合通信局の連絡先について

総務省北海道総合通信局 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido//		
有線共聴施設 有線放送設備	情報通信部 有線放送課	011-709-2311 (内線) 4671、4673、4675
無線共聴施設 高性能アンテナ		

総務省東北総合通信局 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/		
有線共聴施設 有線放送設備	放送部 有線放送課	022-221-0705
無線共聴施設		
高性能アンテナ	放送部 放送課	022-221-0697

総務省関東総合通信局 〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/		
有線共聴施設 有線放送設備	放送部 有線放送課	03-6238-1727
無線共聴施設 高性能アンテナ		

総務省信越総合通信局 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/		
有線共聴施設 有線放送設備	情報通信部 放送課	026-234-9930
無線共聴施設 高性能アンテナ		

次によるほか、情報通信利活用事業費補助金については本体マニュアルQ&Aの【共通】を、復興街づくりICT基盤整備事業については本体マニュアルQ&Aの【「復興街づくりICT基盤整備事業」関係】を参照願います。

— 目次 —

【共聴施設設置事業 関連】

- 問1 本事業の対象は何か。
- 問2 共聴施設の設置の実施主体が自治体、共聴組合以外である場合、補助対象となるか。
- 問3 整備時に当該共聴施設が地上デジタルテレビ放送を受信できる地域であることが必要か。
- 問4 事業主体が共聴組合である場合、実際の交付申請のスキームはどのようなになるのか。

【高性能アンテナ整備事業 関連】

- 問5 補助対象設備はどのようなものがあるのか。
- 問6 補助額の上限はあるのか。
- 問7 数世帯が共同で裏山等にアンテナを設置し分岐して使用する場合、本補助対象となるのか。
- 問8 高性能アンテナの補助範囲を超える設備を必要とする場合、受信設備設置については高性能アンテナの補助範囲で申請しても認められるのか。
- 問9 高性能アンテナで対策した個別受信者の受信設備に難視地域の受信者が信号供給を受けるため接続した場合、高性能アンテナ整備で補助を受けることは可能か。
- 問10 補助を受けることによって、設備の所有権が国に移るということはないか。
- 問11 補助金により整備した設備が不要になった場合、処分しても差し支えないか。

【共聴施設等利用受信環境整備事業 関連】

- 問12 本事業は、何を想定しているのか。
- 問13 ケーブルテレビに加入する際、補助対象となる経費にはどのようなものがあるか。

【その他】

- 問14 被災住民が住宅を高台等に移転して自主再建する地区が地デジ難視地区の場合、支援の対象になるか。
- 問15 高台移転地区又は災害危険区域等の復興街づくり（土地区画整理事業等）の一環として新たに整備する商工業等地区が、地上デジタルテレビ放送の難視聴地域の場合、居住の用に供さない建物も補助の対象となるか。
- 問16 従前から地上デジタルテレビ放送が難視聴の災害危険区域等で現地再建する店舗、事業所等であって、当該地区の既設共聴施設が復旧できない場合、高台移転地区又は新たに整備する商工業等地区等と一体的に整備する場合は、補助の対象となるか。

**【共聴施設設置事業 関連】**

問1 本事業の対象は何か。

(答)

復興街づくり I C T 基盤整備事業（共聴施設等整備事業）は、東日本大震災からの復興に向けた街づくりを進めている特定地方公共団体等が、当該復興に必要な情報通信環境を整備するため、難視地域において共聴施設の設置、共聴施設等の改修、高性能アンテナの整備等を行うことを目的とするものである。このうち地上デジタルテレビ放送を受信するために共聴施設を整備するものが本事業の対象となる。

問2 共聴施設の設置の実施主体が自治体、共聴組合以外である場合、補助対象となるか。

(答)

本事業は、流出地域や高台等移転先地域等復興に向けた街づくりを進めている地域において地上デジタルテレビ放送が良好に受信できない地域の方々は、直接受信する方々に比較してテレビ視聴に要する費用負担（個人負担）が過大になることから、費用負担の公平を図るため、特定地方公共団体等や（間接補助により）共聴組合等に対して支援することとしているもの。

この主旨に照らして、共聴組合とは、地上デジタルテレビ放送の難視の解消を目的として設置される施設の運営・管理者であって、地域住民により組織された非営利の団体であることを前提としている。

したがって、特定地方公共団体等又は共聴組合のいずれにも該当しない者は、原則として本事業の補助を受けることはできない。これら以外の者が事業主体となる場合は、総合通信局へ相談されたい。

問3 整備時に当該共聴施設が地上デジタルテレビ放送を受信できる地域であることが必要か。

(答)

整備を行う当該年度に地上デジタルテレビ放送を受信できる地域であり、少なくとも整備時（工事実施の際の実測時）に地上デジタルテレビ放送を受信できる共聴施設であることが必要。

問4 事業主体が共聴組合である場合、実際の交付申請のスキームはどのようなになるのか。

(答)

本事業による補助は、特定地方公共団体等経由の間接補助である。

したがって、財政支援を希望する法人、協議会等（共聴組合）は、今後、特定地方公共団体等が策定する交付要綱に基づき交付申請を行うこととなる。

**【高性能アンテナ整備事業 関連】**

問5 補助対象設備はどのようなものがあるのか。

(答)

高性能アンテナ整備事業に要する費用として、アンテナ、ブースター、伝送路用同軸ケーブル、アンテナ支持柱等地デジを視聴するための必要最低限の設備費用及び当該設備設置に係る工事費が補助対象となる（個別受信を恒久的に維持していく設備として過度な設備とならないようにすること。）。

問6 補助額の上限はあるのか。

(答)

補助額に上限は定めていない。

ただし、補助対象設備として、個別受信を恒久的に維持していく設備として過度な設備とにならないようにすること。

問7 数世帯が共同で裏山等にアンテナを設置し分岐して使用する場合、本補助対象となるのか。

(答)

複数の世帯で共聴を新設した場合は、共聴施設設置事業の補助スキームの利用となる。

ただし、自ら受信点を設置することに換え、近隣のケーブルテレビや共聴施設等から信号供給を受ける場合は可能とし、その条件は次のとおりとする。

- ・ 自ら受信点を整備することが著しく困難であり、かつ、安価となること。
- ・ 補助事業により整備される伝送路設備等は、補助対象者の所有・管理の下にあること。
- ・ ケーブルテレビ等との接続は、信号供給を受けるための契約となるものであり、ケーブルテレビや共聴組合への加入でないこと。なお、接続のための契約料等の一切の費用については、本事業の補助対象としない。
- ・ 同一箇所に複数の受信点設備を建てる事が困難な場合も対象とする（カルガモ方式）

問8 高性能アンテナの補助範囲を超える設備を必要とする場合、受信設備設置については高性能アンテナの補助範囲で申請しても認められるのか。

(答)

補助金により実施される工事は、今後発生する設備の保守管理を含め安定的に地上デジタル放送を受信するための設備を整えるものである。したがって、基本的な設備である伝送路について、高性能アンテナの補助範囲を超える設備部分を受信者が自己負担で実施を対象にする補助は認めていません。

問9 高性能アンテナで対策した個別受信者の受信設備に難視地域の受信者が信号供給を受けるため接続した場合、高性能アンテナ整備で補助を受けることは可能か。

(答)

高性能アンテナ整備事業の補助対象となる。

問10 補助を受けることによって、設備の所有権が国に移るといったことはないか。

(答)

補助制度を利用して所有権が国に移ることはない。ただし、補助金により整備を行った設備については、その処分に関して一定の制限がある。

問 1 1 補助金により整備した設備が不要になった場合、処分しても差し支えないか。

(答)

取得価格又は効用の増加価格が単価 5 0 万円以上の設備については、処分等に関する制限がある。詳細は交付要綱の規定を参照すること。

【共聴施設等利用受信環境整備事業 関連】

問 1 2 本事業は、何を想定しているのか。

(答)

本事業は、既存のケーブルテレビへの加入や既設共聴施設への加入を対象としている。

問 1 3 ケーブルテレビに加入する際、補助対象となる経費にはどのようなものがあるか。

(答)

ケーブルテレビの加入に要する費用として、加入契約料、幹線負担金、引き込み工事、宅内工事に係るものを補助対象とする。

なお、当該工事に要する費用は、地上デジタル放送を視聴するために必要なものに限り、ブロードバンドサービス、IP 電話などの付加価値サービスを利用するための経費は対象外である。

また、毎月の利用料、既加入者も補助対象とはならない。

【その他】

問 1 4 被災住民が住宅を高台等に移転して自主再建する地区が地デジ難視地区の場合、支援の対象になるか。

(答)

支援の対象になる。

問 1 5 高台移転地区又は災害危険区域等の復興街づくり（土地区画整理事業等）の一環として新たに整備する商工業等地区が、地上デジタルテレビ放送の難視聴地域の場合、居住の用に供さない建物も補助の対象となるか。

(答)

店舗、事業所等の人が常駐する建物であれば補助対象となる。

ただし、その地域が復興特区法第 46 条に基づく復興整備計画に位置付けられた地区である等、復興との関連が明確になっていることが必要（復興との関連を示す資料の提出を求める場合がある。）。

問 1 6 従前から地上デジタルテレビ放送が難視聴の災害危険区域等で現地再建する店舗、事業所等であって、当該地区の既設共聴施設が復旧できない場合、高台移転地区又は新たに整備する商工業等地区等と一体的に整備する場合は、補助の対象となるか。

(答)

震災前の地上デジタルテレビ放送の視聴環境（共聴施設等）を復旧できない特段の理由（※）がある場合は補助対象となり得るため、事前に総合通信局に相談されたい。

※ 既設共聴施設を管理運営する組合の加入者の多くが移転し、組合を構成できなくなった場合等。

〇〇市(町・村) 情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇市(町・村) 告示第〇〇号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市(町・村)が総務省の情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱(平成23年12月19日総国政第95号)に基づき、情報通信技術利活用事業費補助金事業のうち復興街づくりICT基盤整備事業(共聴施設等整備事業)(以下「整備事業」という。)により共聴施設の設置、共聴施設又は有線放送設備の改修、共聴施設等の利用受信環境の整備、整備高性能アンテナの整備を行う法人、協議会等、日本放送協会と共聴組合が共同設置した共聴施設の運営主体(以下「共聴施設運営主体」という。)、受信者に対して、当該設置に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、共聴施設等整備事業とは、地上デジタルテレビ放送が受信できない地域(地上デジタルテレビ放送の電波の特性等に起因し、地理的条件により、地上デジタルテレビ放送の電波の強さ(地上10mの高さにおける電界強度)が1.0mV/mに達しない地域をいう。以下「難視地域」という。)である場合における、次に掲げる事業の総称であり、当該次に掲げる事業は、それぞれ定めるところによる。

一 共聴施設又は有線放送設備整備事業

A 共聴施設設置事業

- (a) 特定地方公共団体等が共聴施設の設置を行う事業
- (b) 地上デジタルテレビ放送の再放送を行う法人又は協議会等が行う上記共聴施設の設置を行う事業

B 共聴施設又は有線放送設備改修事業

- (a) 特定地方公共団体等が共聴施設又は有線放送設備の改修を行う事業
- (b) 地上デジタルテレビ放送の再放送を行う法人、協議会等又は共聴施設運営主体が共聴施設又は有線放送設備の改修を行う事業

C 共聴施設等利用受信環境整備事業

地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするために共聴施設に加入等しようとする受信者が負担する経費を、法人、協議会等又は共聴施設運営主体が支援する事業

二 高性能アンテナ整備事業

受信者による建屋ごとの受信設備を標準性能(14素子アンテナ相当の性能)を超えるアンテナ等を用いることにより地上デジタルテレビ放送対応の受信設備を設置する事業

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は別表に掲げる経費の総額とする。

(交付額)

第4条 市長(町長・村長)は、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(交付の申請)

第5条 法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による交付申請書を市長(町長・村長)に提出しなければならない。

2 法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付申請額に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6条 市長(町長・村長)は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し補助金を交付すべきものと認め、かつ、総務大臣からの情報通信技術利活用事業費補助金交付決定通知書により通知を受けた場合には、速やかに法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者に対して、別記様式第2号による交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長(町長・村長)は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

3 市長(町長・村長)は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

4 市長(町長・村長)は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、別記様式第3号による交付申請取下げ届出書を市長(町長・村長)に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した別記様式第4号による変更承認申請書を市長(町長・村長)に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業費の額の20パーセントを超える額を減額するとき。ただし、入札による減額を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助事業の目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助事業の目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助事業の目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部変更である場合

2 補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した別記様式第5号による申請書を市長(町長・村長)に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第6号による事故報告書を市長(町長・村長)に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長(町長・村長)から要求があった場合は、速やかに別記様式第7号による状況報告書を市長(町長・村長)に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第8号による報告書を市長(町長・村長)に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、市長(町長・村長)の承認を受けなければならない。

2 補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者は、補助事業が完了せずに市(町・村)の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月20日までに前項の実績報告書を市長(町長・村長)に提出しなければならない。

3 補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者は、第1項の報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第12条 市長(町長・村長)は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、

補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者に対して、別記様式第9号による補助金の額の確定通知書により通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 市長（町長・村長）は、補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、市長（町長・村長）は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（支払）

- 第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。
- 2 補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第10号による補助金精算（概算）払請求書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

- 第14条 市長（町長・村長）は、第8条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- （1） 補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者が、法令、この要綱又はこれらに基づく市長（町長・村長）の処分若しくは指示に違反した場合
  - （2） 補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - （3） 補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
  - （4） 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 市長（町長・村長）は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 市長（町長・村長）は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に掲げる場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第4項の規定を準用する。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記様式第11号の報告書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。

- 2 市長（町長・村長）は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第12条第4項の規定は、前項の返還について準用する。

（補助事業の経理）

第16条 補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を整備事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

（補助金交付の際付す条件）

第17条 補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ別記様式第12号による財産承認申請書を市長（町長・村長）に提出し、市長（町長・村長）の承認を受けなければならない（総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 市長（町長・村長）は、補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市（町・村）に納付させることがある。
- 3 補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 4 補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者が補助事業を遂行するために契約を締結するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に準ずるものとする。

（財産処分の承認の例外）

第18条 前条第1項の規定による財産処分に関する市長（町長・村長）の承認については、総務大臣が別に定める基準に該当する取得財産の処分であって補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者が別記様式第12号による財産処分届出書を市長（町長・村長）に提出した場合は市長（町長・村長）の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

（財産処分による収入の納付等）

第19条 補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者は、第17条第2項の規定により、財産処分により収入の全部又は一部を市（町・村）に納付する場合には、速や

かに別記様式第12号による財産処分申請書又は届出書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。

- 2 市長（町長・村長）は、前項の提出があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。
- 3 第1項の財産処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、市長（町長・村長）は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（収益納付）

- 第20条 市長（町長・村長）は、補助金の交付決定通知を受けた法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者に、補助事業によって整備した設備の貸与等により相当の収益が生じたと認められる場合には、収益の一部を市（町・村）に納付すべきことを命じることができる。
- 2 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、市長（町長・村長）が別に定める。

（書類の提出）

- 第21条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、市長（町長・村長）に提出するものとする。

（その他必要な事項）

- 第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長（町長・村長）が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

○共聴施設設置事業、共聴施設又は有線放送設備改修事業、共聴施設等利用受信環境整備事業

経費区分	内容
設備費	<p>(1) 放送の再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 鉄塔</li> <li>(イ) 局舎</li> <li>(ウ) 外構施設</li> <li>(エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。）</li> <li>(オ) 送受信アンテナ</li> <li>(カ) 送受信機（予備送受信機を含む。）</li> <li>(キ) 伝送用専用線</li> <li>(ク) ケーブル</li> <li>(ケ) 中継増幅装置</li> <li>(コ) 電源設備（予備電源設備を含む。）</li> <li>(サ) 警報装置</li> <li>(シ) 監視装置</li> <li>(ス) 制御装置</li> <li>(セ) 測定器</li> </ul> <p>(2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>(3) 地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするための共聴施設又は有線放送設備の改修により受信環境を整備する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 新たに設置される伝送路の整備に要する経費のうち、共聴施設又は有線放送設備を設置する法人又は協議会等が負担するもの</li> <li>(イ) 共聴施設又は有線放送設備の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの</li> <li>(ウ) 有線放送設備を利用するための契約料</li> <li>(エ) 共聴施設に加入するための経費</li> </ul> <p>(4) 附帯工事費（共聴施設又は有線放送設備の設置又は改修することに伴い発生する電柱共架料（平成28年3月末までの料金を上限とする。）を一括して支払う場合の経費を含む。）</p>
用地取得費・道路費	<p>(1) 上欄(1)から(3)までに掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>(2) 附帯工事費</p>

○高性能アンテナ整備事業

経費区分	内容
設備費	<p>(1) 放送の受信に必要な受信アンテナ又は伝送路の設置に要する経費</p> <p>(2) 附帯工事費</p>
用地取得費・道路費	<p>(1) 上欄(1)に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>(2) 附帯工事費</p>

様式第1号（第5条第1項関係）

番 号  
年 月 日

市長（町長・村長） 殿

申請者の名称 代表者氏名 ○○ ○○ 印

平成 年度○○市（町・村）情報通信技術利活用事業費補助金交付申請書

平成 年度○○市（町・村）情報通信技術利活用事業費補助金の交付を受けたいので、○○市（町・村）情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱（平成○○年○○○号）第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額（注） 金 , 千円

（注）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

3 補助事業の概要

別紙1

4 添付資料

- (1) 補助事業に要する経費の見積書
- (2) 共聴組合の規約及び構成員名簿
- (3) 工事概要書

別紙2

別紙 1

補助事業の概要

申請主体名 代表者氏名	
補助事業の内容	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

(千円)

補助金申請額 事業費 × 補助率		事業費
経費区分	設備費	
	用地取得費・ 道路費	
	合計	

備考
----

## 別紙2

### 工事概要書

〇〇 〇〇 印

1 設置場所 〇〇県 〇〇郡 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地

#### 2 建設用地

- (1) 敷地面積  $m^2$
- (2) 海拔高  $m$
- (3) 敷地の所有関係
- 購入
  - 借地 県、市有地、その他（具体的に）
  - 既所有 主な借地条件（借地料、借地期間等）
- (4) 用地周辺の状況 平地、山地の別  
取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等
- (5) 開発規制の状況 地目  
開発規制指定解除の必要の有無

#### 3 施設の内容

- (1) 建物の構造等 造 階建
- (2) 建築面積  $m^2$
- (3) 延べ床面積  $m^2$
- (4) 鉄塔の構造等 型 高さ（地上高）  $m$
- (5) ケーブルの長さ  $m$
- (6) 中継増幅装置の数 台

#### 4 実施計画

- (1) 着手（予定）年月日 年 月 日
- (2) 用地取得（予定）年月日 年 月 日
- (3) 着工（予定）年月日 年 月 日
- (4) 完了（予定）年月日 年 月 日

#### 5 利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始 (予定) 年 月 日

## 6 資金計画

(千円)

収 入		支 出	
財 源 内 訳		経 費 区 分	( 事 業 費 )
補 助 金	交付(予定)額	設備費	
共聴組合の負担額	予 算 額	用地取得費・ 道路費	
借 入 金			
自 己 資 金			
その他 ( ) (注)			
小 計			
合 計		合 計	

(注) 財源の内容を記載する。

## 7 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図 (配置図、各階平面図及び立面図の概略)

番 号  
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

市長（町長・村長） 印

平成 年度〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金については、〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号。以下「要綱」という。）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、  
申請書に記載されたとおりとする。  
一部修正の上、別紙1のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、 金 ， 千円とする。
- 3 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	交付決定額
設備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

- 4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

別紙 1

補助事業の概要

申請主体名 代表者氏名	
補助事業の内容	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

(千円)

補助金交付決定額		事業費
事業費 × 補助率		
経費区分	設備費	
	用地取得費・ 道路費	
	合計	

備考
----

## 別紙 2

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ市長（町長・村長）の承認を受けなければならない。ただし、〇〇市（町・村）情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、市長（町長・村長）の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を市長（町長・村長）に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、市長（町長・村長）から要求があった場合は、速やかに状況報告書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月20日までに前号に準ずる報告書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。
- (8) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
- (9) 法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(10)及び(11)において「取得財産等」という。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長（町長・村長）の承認を受けなければならない（総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (10) 法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市（町・村）に納付させることがある。
- (11) 法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (12) 法人、協議会等、共聴施設運営主体又は受信者は、(9)により付した条件に基づき市長（町長・村長）が承認又は指示をする場合は、あらかじめ交付要綱に定める様式第12号による承認申請書を市長（町長・村長）に提出し、市長（町長・村長）の承認又は指示を受けなければならない。
- (13) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

番 号  
年 月 日

市長（町長・村長） 殿

〇〇 〇〇 印

平成 年度〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第7条第2項の規定により、同補助金 ， 千円の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理 由

市長（町長・村長） 殿

〇〇 〇〇 印

平成 年度〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助事業の一部を変更する必要があるので、〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
内 容			
経 費 の 配 分	設備費		
	用地取得費・道路費		
	合 計		

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要（添付書類 様式第1号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

5 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするとき

は、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

〇〇市長（町長・村長） 殿

〇〇 〇〇 印

平成 年度〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助事業を中止（廃止）したいので、〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第8条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止（廃止）する事業内容
- 2 事業を中止（廃止）する理由
- 3 経費の支出額内訳

(千円)

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合 計
設備費			
用地取得費・道路費			
合 計			

4 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

- (1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- (2) 完了予定日 年 月 日

市長（町長・村長） 殿

〇〇 〇〇 印

平成 年度〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第9条の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 補助事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

市長（町長・村長） 殿

〇〇 〇〇 印

平成 年度〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第10条の規定により報告します。

記

1 交付決定額の進捗状況

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
設備費					
用地取得費 ・道路費					
合 計					

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

市長（町長・村長） 殿

〇〇 〇〇 印

平成 年度〇〇市（町・村）情報通信技術利活用事業費補助事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇市（町・村）情報通信技術利活用事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、〇〇市（町・村）情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
補助金			

2 事業の実施状況（注1）

施設の設置場所	
工事施工業者名	
着 工 日	
完 了 日	

3 施設の利用見込み

利用予定 サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始（予定） 年 月 日
(注1)			

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記載を省略することができる。

4 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
実施主体の負担額	予 算 額		実 績 額
借 入 金			
自 己 資 金			
その他 ( ) (注2)			
小 計			
合 計			

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実 績 額 (支出額合計)
設 備 費		
用地取得費・道路費		
合 計		

(注2) 財源の内容を記載する。

- 5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真
- (3) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料そのほか関係書類

番 号  
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

市長（町長・村長） 印

平成 年度〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年度〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金の額を、〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第12条第1項の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還を命じる。

記

- 1 補助金の確定額は、 金 ， 千円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経 費 区 分	交 付 確 定 額
設備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

- 3 返還額

番 号  
年 月 日

市長（町長・村長） 殿

〇〇 〇〇 印

平成 年度〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第13条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

記

1 請求（返還）金額 金 , 千円也

2 内 訳  
(精算払の場合)

(千円)

経 費 区 分	交付決定額	確 定 額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返還）額 ①－②
設備費				
用地取得費・道路費				
合 計				

(注) 負の金額には△印を付すこと。

(概算払の場合)

(千円)

経 費 区 分	交付決定額 ①	前回までの概 算払受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①－②－③
設備費				
用地取得費・道路費				
合 計				

(注) 負の金額には△印を付すこと。

番 号  
年 月 日

市長 (町長・村長) 殿

〇〇 〇〇 印

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

〇〇市 (町・村) 情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱 (平成〇〇年〇〇〇〇号) 第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |                              |   |
|------------------------------|---|
| 1 補助金額 (交付要綱第 1 2 条による額の確定額) | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額       | 円 |
| 3 補助金の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額   | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2)           | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

市長（町長・村長） 殿

〇〇 〇〇 印

平成 年度情報通信技術利活用事業費に係る財産処分承認申請届出書

平成 年度において、〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業により取得した施設又は設備の財産処分を行いたいので、〇〇市（町・村） 情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第17条第1項（第18条）の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。届け出ます。

記

1 処分の内容

（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

2 処分の理由

3 取得財産の概要

- (1) 施設又は設備の名称
- (2) 施設又は設備の設置者（事業主体）の名称
- (3) 施設又は設備の所在地
- (4) 事業費
  - (ア) 補助金
  - (イ) 借入金
  - (ウ) 自己資金
  - (エ) その他（具体的に）

4 処分の概要

- (1) 処分しようとする相手方（注）

(2) 処分しようとする財産の範囲

(処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。)

(3) 処分の期間 (注)

(4) 処分の条件 (注)

(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費(維持管理費を含む。)見込額を記載する。)

5 処分に伴う放送の再放送サービスの運用開始日 (注)

(注) 取り壊し又は廃棄の場合は記載を要しない。

情報通信技術利活用事業費補助金【復興街づくりICT  
基盤整備事業（共聴施設等整備事業）】実施マニュアル

平成26年3月19日最終改訂

（問い合わせ先）

総務省各総合通信局 放送担当

情報流通行政局地上放送課デジタル放送受信推進室

電話 03-5253-5949

情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室

電話 03-5253-5757